

鈴木義男に関する新資料（その2）※

東北学院史資料センター客員研究員・東北学院大学名誉教授

仁昌寺 正一

東北学院史資料センター客員研究員

雲然 祥子

はじめに

東北学院創立120周年記念事業の一環として行われた図録『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』の刊行（2006年）から、15年が経過しようとしている。この間、鈴木義男に関する調査・研究活動が継続され、数冊の報告書¹が作成されてきたが、そうしたなか、2017年・2020年には、NHKの主要番組において鈴木義男が取り上げられた²。

こうした活動が続く中で、新たに発見された資料や、鈴木義男の関係者から新たに寄贈された資料などが数多く蓄積された。本稿では、これらの資料のうち、おもに2015年以降に収集された資料を紹介したい。

本稿における資料紹介にあたり、2つのことに言及しておきたい。第一に、執筆者を仁昌寺と雲然の連名としたことである。図録の刊行、およびテレビ・新聞等に鈴木義男のことが取り上げられるたび、東北学院史資料センターには鈴木義男に関する情報が次々と寄せられるようになった。その対応を

はじめ、資料収集・分析・検討にあたったのが、この2人であったからである。

第二に、本稿で解説する資料の選択についてである。その選択の基準については、仁昌寺が現在作成中の鈴木義男の評伝に直接的・間接的に関わると思われるものを優先した。これらはいずれ、評伝の中でも引用することを視野に入れているからである。そのため、本稿は、鈴木義男の生涯に沿ったかたちで資料を紹介・解説していくこととなる。

なお、本稿は「鈴木義男研究会」における研究成果の一つでもある。同会は、2018年12月に、鈴木義男に関する資料等を吟味し、鈴木義男の思想と行動を総合的に考察・把握することを目的に、齋藤誠（東北学院大学法学部教授、東北学院史資料センター所員）、仁昌寺、雲然（当時、同大学大学院経済学研究科博士後期課程）の3人で立ち上げたインフォーマルな研究会であり、2週間に1回のペースで行われて、今日まで50回近くにまで及んでいる。この研究会での成果は、齋藤誠による論稿「鈴木義男研究序説－歴史的意義を再考すべき3つの仕事－」（『東北学院大学経済学論集』第194・195号、2021年3月刊行予定）にも掲載される予定である。

また、後述する鈴木義男のヨーロッパ留学時代の絵葉書、東北帝国大学辞職時に関する資料などについては、東北大学史料館との共同研究の成果でもある。これらを含む二高時代・ヨーロッパ留学時代・東北帝国大学教授時代における資料については、2006年の図録作成時にはほとんど資料が入手できなかったため、今回の発見は大いに注目されて然るべきであろう。

このように、全国各地に点在している鈴木義男の「足跡」を、本稿の中であらためて辿ることとしたい。

1. 鈴木義男の生家に関する資料

鈴木義男は、1894（明治27）年1月、父・義一、母・イエの三男として、福島県白河町（現在の白河市）で生まれた。当地は、明治維新時、東北軍（奥羽越列藩同盟軍）と新政府軍とが激しく争った「白

※本稿で紹介する資料のうち、東北大学史料館所蔵資料については、同館との共同研究活動の一環で調査したものも含まれている。

¹ いずれも東北学院大学内に組織された東北学院史研究会の作成になる以下の4つの報告書である。『杉山元治郎・鈴木義男の事績を通して見る東北学院の建学の精神』（学校法人東北学院、2009年）、『創設者の事績を通して見る東北学院の建学の精神』（学校法人東北学院、2010年）、『キリスト教教育と近代日本の知識人形成－東北学院を事例にして－』（学校法人東北学院、2011年）、『キリスト教教育と近代日本の知識人形成－東北学院を事例にして－(2)』（学校法人東北学院、2012年）。

² NHK首都圏ネットワークほか「憲法70年『平和』の言葉に込めた思い」（NHK総合、2017年4月・5月放送）、NHKスペシャル「憲法70年－“平和国家”はこうして生まれた－」（同、2017年4月29日放送）、NHK ETV特集「義男さんと憲法誕生」（NHK Eテレほか、2020年5月2日放送）、NHK WORLD-JAPAN：NHK WORLD PRIME “Peace and Justice：The Spirit of Japan’s Postwar Constitution”（NHK国際放送、2020年7月放送。インターネット配信）。

河口の戦い」で知られる。鈴木家はこの地の中の田町にある。そこは松平楽翁の居城である小峰城の東側に位置しており、またそのそばを阿武隈川が流れている。1964年に刊行された鈴木義男の伝記本である『鈴木義男』によれば、鈴木家は白河地方きっての旧家の一つであり、江戸時代には苗字・帯刀を許された検断・駒付等の役職についていた地主であったものの、明治維新以降は家財が傾き田畑を手放し³、明治末期頃には馬の内羅葉の製薬店（天祐堂）と書店を営んで家計を維持していたようである⁴。

このような鈴木家の歴史に関する資料として、ここで紹介したいのは次の2つである（写真1）。



写真1 鈴木家文書（個人所蔵資料）

1つは、『寺社町方演説帳 問屋町方差出帳写 附検断所差出帳書抜 鈴木長世』と『寺社演説書町方演説書写 附検断所差出帳共』である。いずれも2017年に鈴木義久氏（鈴木義男の甥）から拝見させていただいたものである。その内容についての精査は今後の課題とせざるをえないが、一瞥した限りでは、鈴木家が白河藩からの指示・命令を住民に伝えるために作成された説明マニュアルのようである。

もう1つは、『磐城國 天祐堂 白河町』と書かれた判取帳である。これは、内羅葉を扱う天祐堂の1911（明治44）年から1915（大正4）年までの納品書である。内羅葉の内訳は「咳」と「家畜薬」と記述されており、販売先は当時の白河町周辺の浅川、泉崎、矢吹、石川、中島、鏡石、玉川、赤羽、天栄

などの町村の小売店（薬屋）であったことがわかる。とはいえ、『白河教会90年略史』には、「天祐堂調剤のないら薬＝馬の病薬は全国より注文があった」（1ページ）とされていることから、これらのことに関しても今後の検討が必要とされよう。

2. 鈴木義男が執筆した「絶対的禁酒の価値」

（『中学世界』1912年6月発行）

鈴木義男は、1907（明治40）年4月から1912（明治45）年3月までの約5年間、東北学院普通科に在籍していた。そこで勉学に励む一方で弁論大会などに参加し、弁論の才覚を開花させていった。そのことについては、図録『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』において仁昌寺が執筆した「鈴木義男」の項（以下『図録 鈴木義男』とする）や、仁昌寺の論稿などで詳しく述べてきたが、鈴木義男が東北学院普通科5年生（18歳）のときに応募した懸賞論文で「一等当選」した作品が新たに見つかった。ここではそれを紹介する。

鈴木は、東北学院の第5学年に在籍中、中学文壇の最高峰と目されていた『中学世界』の懸賞論文で一等当選を果たした。鈴木が受賞したことは、当時の『東北文学』などでも紹介されていたが⁵、『図録 鈴木義男』作成時も具体的な懸賞論文の内容を確認できずにいた。

「仙台北東北学院中等部五年級 鈴木義雄^(ママ)」の懸賞論文は、1912（明治45）年6月発行の『中学世界』第8号（第14巻10号、博文館）に掲載されていた。このときの懸賞論文の募集テーマは「禁酒」であったが、このテーマに対して、鈴木義男は「絶対的禁酒の価値」というタイトルで応募していた。「予は未だ丁年に達せず、身は一中学生たり。素より酒に就きて深く知らず。只誠心誠意、自個の観察と思慮とを基礎として、以下論議を試みんとす」という書き出しから始まるこの論文は、当時の鈴木の一途な性格が見て取れるものである。その一部を引用してみよう。

予思ふ。古には酒なるものなし。人々山野草木の間に住して、天と親しみ、自然を愛し、餓れば即ち食ひ渴すれば即ち飲む。天帝の与ふる果実清泉の外には、未だ嘗て酒なるものあらざり

³ 鈴木義男伝記刊行会編『鈴木義男』（以下『伝記 鈴木義男』とする）、1964年、28ページ。

⁴ 『白河教会90年略史』日本基督教団白河教会、1977年、1ページ。

⁵ 『東北文学』77号、東北学院文学会、1912年3月、87ページ。

し也。中頃、人漸く狡猾となり罪惡を犯し、人倫を破るや、遂に酒なるものもの生ず。故に酒の出づるや此の如く不神聖也。而して是より罪惡の生ずる処常に酒の伴なざるはなし。宴会、祭葬、必ず酒あり。酔うては人倫を乱し、平和を破り、事情を酒に托して罪を行ひ、自暴自棄しては、また酒を飲む。かくの如きこと数千年、人類は漸く墮落し、腐敗して底止する所を知らず。世界の民族は滔々として狂水の渦中に捲き去られんとす。読者見て危しとなさざるか。予は断言す。酒は絶対に人類に要なし。何となれば古へ酒なくして人類生存し、平和其の間に保たればなり。酒なくんば人生楽しからずとの論、何ぞ顧るに足らん。況んや、なくんば酒文学を奈何せんと云ふが如き徒輩の言をや⁶。

このように、鈴木は、飲酒により「酔うては人倫を乱し、平和を破り、事情を酒に托して罪を行ひ、自暴自棄しては、また酒を飲む」などと述べ、禁酒することの意義を力説している。

このときの懸賞論文の審査員は、新渡戸稲造・浮田和民・安藤太郎・島田三郎という当時の著名人たちであったが、この4名とも鈴木に満点を与えたという⁷。ちなみに、新渡戸稲造(1862-1933)についていえば、のちに鈴木義男が1915(大正4)年に東京帝国大学法科大学に入学したとき、新渡戸は政治学科で殖民政策という科目の講義を担当していたはずであり、また鈴木が弁護士に転じた直後の1931(昭和6)年頃からは森本厚吉の経営する女子経済専門学校で共に教鞭をとっていたはずである。

ともあれ、鈴木は、自身の文才を磨いていたとともに、懸賞論文で一等当選を果たしたことにより「全国の学生間に名声を馳せることとなった」⁸。

3. 第二高等学校(二高)の「基督教青年会忠愛之友倶楽部」での写真

東北学院を卒業後、第二高等学校に進学した鈴木は、引き続き勉学に励む一方で弁論部に所属し、さらに弁論の才覚を磨いていった。また、この頃には

キリスト教を学ぼうとする有志の集まりである「忠愛之友倶楽部」⁹にも所属していた。近年、鈴木がこの「忠愛之友倶楽部」に所属していたことを示す資料を、東北大学史料館で発見することができた(写真2・写真3)。

ちなみに、この写真2は、鈴木義男の忠愛之友倶楽部での初期の活動を現時点で確認しうる貴重なも



写真2 「クラブ卒業生送別会 大正二年五月廿三日」
前列左端が鈴木義男(東北大学史料館所蔵)

⁹ この会は、二高創立の3年後の1891(明治24)年4月に有志により設立されたという。1897(明治30)年頃には、吉野作造ら優秀な学生が所属していたことでも知られている。

同会の特徴は、同会の規則からみてとることができる。同会の25年史によれば、第一条では、「本会ヲ第二高等学校基督教青年会忠愛之友倶楽部ト称ス」となっている。通称で「忠愛之友倶楽部」とされるが、正式名称は「基督教青年会忠愛之友倶楽部」である。

この「基督教青年会」(通称YMCA[Young Men's Christian Association])は、1844年にイギリスのロンドンで設立された後、ヨーロッパやアメリカをはじめ世界各地に波及していった。日本では、1880(明治13)年に最初のYMCAが東京に設立され、1887年以降、専門学校や高等学校での設立が相次ぐ中、二高においても「本会ハ日本基督教青年会同盟ニ加盟ス」(当会規則第三条)ることになった。

第二条では、「本会ハ基督教ノ主義ニ基ツキ会員相互ノ修養ヲ勤メ、且ツ学友間ニ基督教ヲ伝道スルヲ以テ目的トス」とされている。目的が学友にキリスト教の啓蒙を行うことにあるというわけである。

第四条では、会員を、①通常会員(在校生)、②特別会員(卒業生など)、③名誉会員(「名誉会員ハ本会ニ特別ノ功勞アリシ者ニシテ委員ノ推薦セル者トス」)の三つに区分している。この中の③には、押川方義、D. B. シュネーター、笹尾条太郎など数名の名前も記載されており、東北学院の創立者や教員がこの会の運営や活動に大きな貢献をしてきたことがわかる。

⁶ 『中学世界』第8号(第14巻10号)、博文館、1912年6月、162-163ページ。

⁷ 井上三郎「一番で合格」、『伝記 鈴木義男』22ページ。

⁸ 山根篤「演説のコーチ」、『伝記 鈴木義男』30ページ。



写真3 『忠愛之友倶楽部二十五年記念 大正四年四月十日』
三列目の左から3人目が鈴木義男（東北大学史料館所蔵）

のといえる。そして鈴木の特会への関与の程度については、鈴木が二高卒業後に制作された『忠愛之友倶楽部二十五年誌』の特会員の欄に名前が記載されていること、1925（大正14）年5月17日に行われた35周年記念行事で「契約の自由と権利の不可侵」と題する講演を行っていること、40周年記念時には寄付金を納めていることなどが確認できた。これらのことから判断しても、鈴木の特会への思い入れがかなり強いものであったことがうかがえる。

特会は、設立当初から定期的に聖書の朗読会を行ったり、キリスト教の普及・伝道を行ったりしていたようであるが、そのほか、特会のOBを招いた交流会も行っていった。例えば、鈴木が二高3年の1915（大正4）年4月10日の特会創設25周年記念講演会には、当時、東京帝国大学教授であった吉野作造が講師として迎えられている。

当日、吉野は、午前中には「日支交渉の学術的観察」という講演をし、そして夜には遅くまで学生たちと懇談したという。『忠愛之友倶楽部二十五年誌』によれば、「吉野博士は秩序整然として一糸乱れず能弁に加うるに間々巧妙なる諧謔を交へ我国が対支交渉を開始するに至りし動機を前提とし次に其開始せし時期の適不適を論断し更に論旨を進めて交渉の内容を、一山東省に関する件、二南満東蒙に関する件、三揚子江沿岸に関する件、四福建州に関する件、五支部全体に関する件の五大項に分ち尚各項を細別して一々詳細なる説明を試みられ論断約二時間の長きに亘る該交渉の真相を遺憾なく説き尽し満堂の聴衆の拍手裡に降壇せらる」と記述され、そして「此夜寄宿舎食堂に於て会員一同両先輩を囲み吉野博士の支那観察談に腹の皮をよりつゝ夜の更くるまで語り過ぎしぬ」（33～34ページ）と記されている。

吉野を招聘したときに撮影されたと思われる集合

写真が、写真3である。これを見ると吉野は欄外に貼られており、一緒には撮影しなかったようではあるが、当日の会には鈴木義男も出席していることから、吉野と接していた可能性は否定できない。

4. 東京帝国大学在学時の学生生活

第二高等学校卒業後の1915年9月、鈴木は東京帝国大学法科大学に進学した。とはいえ、その後の東京帝大在学時の鈴木義男の生活について言及した文献は極めて少ない。しかし、そうした中で、『主婦之友』1937（昭和12）年5月号に掲載された「世に出るまでの私の生活法」というコーナーに「筍が頭を出すあばら家の生活」という一文があることを知った。ここでは、その一部を引用する。

私は学者になることが念願であったので、そのためには万卷の書を読破することが必要で、収入の半分以上は、書物を買ふために費されたのである。

都育ちの友人は、学生時代から、菊五郎がどうの、羽左衛門がどうのとよく話し合つてゐたが、私には何のことも全然解らなかつた。経済的に余裕がなかつたことが、さういふものと縁遠くした第一の原因であるけれども、それよりも勉強の時間が惜しかつたのである。

後年になつて、『演芸画報』などを研究的に読んで、実物は観なくとも、菊羽左を語ることに於て人後に落ちなくなつた。娯楽や趣味を解しないのではない、一時それを犠牲に供したゞけである。

私はさういふ物質的な窮乏の中にあつても、青春時代の口マンチックな精神を歪められないで、研究で精進することができたことは、まことに幸福であつたと思ふ¹⁰。

このように、鈴木は「学者になること」が「念願」であり、そのために読書・勉強・研究に明け暮れていた様子がうかがえる。鈴木熱心さは相当のものであったようで、大学3年生の1918（大正7）年10月に行われた高等文官（行政科）試験の終了直

¹⁰ 鈴木義男「筍が頭を出すあばら家の生活」、『主婦之友』1937年5月号、主婦之友社、180ページ。

後には10日間も寝込んだというほどであった¹¹。また、当初は大学を3年で卒業するところを4年に延期し、同大学の助手採用試験に臨んだのも、この「念願」を達成させるための判断であったと考えられる。

かくして、1919（大正8）年7月、鈴木は東京帝国大学を卒業し、9月には東京帝国大学法学部の助手に採用されたのである。

5. 父の臨終のときに関する手紙

父・義一は、日本メソジスト派の東北内の牧師の中でも重要な地位を占めるようになっていた。そのような地位にあった父の臨終時の様子を伝える鈴木義男の手紙が、『東北学院時報』第26号（1919〔大正8〕年1月1日発行）に掲載されている。義一が息を引き取ったのは1918年11月21日であり、山形県の米澤教会の献堂式出席の時であった。

義一の死の原因については憶測を含む諸説があり、詳しいことは定かではなかった。当時流行していたスペイン風邪に罹って病死したとか、熱心なキリスト教信者であるから伝道活動中に客死したなどと語られることもあった。しかし今回、鈴木義男自身が、父・義一の臨終のときの様子を記した一文を発見した。やや長文であるが、その全文を紹介することにする。

なお、このとき鈴木義男は東京帝国大学3年生（24歳）で、11月10日には、上述の高等文官（行政科）試験の合格通知を受け取ったばかりであった。

（前略）文官試験後、私も悪性感冒に罹り十三日ばかり臥床して辛うじて癒りましたところが、義臣から、米澤教会の三浦牧師からこういふ手紙が参つたと言つて廻送してきました。それで始めて父が米澤の客舎にて流行性感冒に罹り、肺炎を併発したといふことを知りました。父は米澤教会の献堂式に列席のためと、東北部会に出席のためとで参つたのでした。肺炎は軽い方だとありましたけれども、非常に心配になりましたので、すぐ電報で「父の病気如何」と問ひ合せましたら、すぐ又返電で「今日はよいが軽い方でない」とありましたから、早速其晚

九時の列車で出発、翌朝米澤に着きました。それが十一月十二日の朝でした。義臣は前日参つて居りました。轟く胸を静めて父の病室に入りましたら、有がたいことには病気は軽いやうでした。衰弱は目立つて見えましたけれど、「どうも心配をかけて済まなかつた」と申されました。当時病院は満員で入院出来なかつたさうで止むなく旅館で療養して居りました。それから全く一生懸命でした。三名の医師と一人の看護婦と我々兄弟とで昼夜不休に看護しました。お蔭で一時余程よくなりました。しかし心臓が衰弱し、加ふるに下痢が激しくなりました。その間にいろいろの話をいたしました。何分熱のために舌がもつれて充分ではありませんでしたが、「義男、人には天命といふものがある、あわてるな」と戒めたり、「六十二年の生涯か、短かつたな」と申したりいたしまして、覚悟しているらしく思はれ、暗涙を禁ずることが出来ませんでした。二十日の朝に至り容態は俄然一変いたしました。それからカンフル注射などいたしました。もう時の問題となりました。父は最後まで意識は明瞭で、大切なことを私に話しました。諸方に電報を打ちましたが、間に合ふものは一人もありませんでした。かくて十一月廿一日夜八時半、父は私共兄弟に守られて異郷遠く米澤の客舎に六十一年の生涯を終りました。悪戦苦闘の生涯に比して、其の眠つた顔は実に平和なやさしいものでありました。

（中略）五、六人の人に送られて淋しく火葬に附し、遺骨を携えて白河に帰りました。葬式は町の人々の同情によりて稀に見る立派なものでございました。かくて父は母と相並んで聯芳寺に長き眠りに入りました。人の散じた後で再び泣きました。今日まで何かに多忙にて悲しむ暇もありませんでしたが、しかし、アア、もう父は居ないのだなアといふ感じは限りなく悲痛なものであります。

父自身は何時死するも苦しくないといふやうな態度でした。しかし今日まで不孝に不孝を重ねた私は、どえがして今、五、六年生きてゐて下さいと祈りました。この頃やつと孝行がしたい心持になりましたのですから、ア、せめて二年でも三年でも生命ほしやと願はれました。父の六十年の生涯は全く悲壮でした。殊に母に別れて後の十年は更に涙のみ多い歴史でありました。遂に休息の日もなくて眠つて了つた。牧師

¹¹『東北学院時報』第26号、東北学院、1919年1月1日発行。

様は余りにそれは此世的だと責められましたけれど、卒業したなら俸の処へ遊びにゆくと行って、楽しみに近処の人に話をせられたといふ父を想ふ時、私の胸は破るゝが如くに感するのでございます（ママ）（下略）（十二月十七日）

このように、義一の最期は、キリスト教関係者によるかなり手厚い看護を受け、また愛息の義男・義臣に見守られながらのものであった。その点では、誤解を恐れず言えば、「悪戦苦闘の生涯」だったとはいえ、幸福な天国への旅立ちであったといえまいか。また、この手紙からも、義男の父に対する敬愛の情が並々ならぬものであったことがみてとれる。

6. ヨーロッパ留学前夜の資料

鈴木義男は、1921（大正10）年7月から1924（大正13）年3月までの約2年8ヶ月間、ヨーロッパ諸国やアメリカへ留学した。その留学の出発・到着の時期、および目的地について明示されている資料が数点見つかった。それらを紹介しよう。

まず、文部省専門学務局『大正十二年三月三十一日調 文部省在外研究員表』（文部科学省専門図書館所蔵）である。これによると、鈴木は「特派員」の一人として、1921年10月1日（「在留地到着期日」）から1923（大正12）年10月1日（「帰朝期日」）までの2年間、「仏・独・英・米」へ「行政法学」を学ぶために留学を申請していたことがわかる。ここからも、当初は2年間の欧米留学を予定していたことが裏付けられる。しかし、同『大正十三年三月三十一日調 文部省在外研究員表』（同所蔵）では、「在留地到着期日」や目的地・留学目的に変更はないものの、「帰朝期日」が「大正十三年三月三日」となっており、8ヶ月延長されていることがわかる。

では、鈴木自身が留学のことに記した文書はないのであろうか。調査の結果、それは白河の鈴木家で発見することができた。1921年7月11日、鈴木義男が留学に出発する直前に、白河町の知人に宛てた葉書である。

謹啓 向暑の砌各位倍々御清福の段奉大賀候、陳者小生此度官命に依り、行政学、行政法学並に社会法研究のため欧米諸国に留学を命ぜられ、本月二十二日、横浜解纜郵船クライスト号にて仏国に向け出発の予定に御座候、是非参上御挨拶申上ぐべきの所、準備等にて多忙のまま失礼仕候段御諒祈入候、留守中は何分宜しく奉

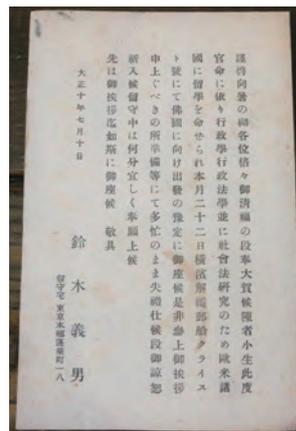


写真4 ヨーロッパ留学を告げる絵葉書（個人蔵）

願上候

先は御挨拶迄如斯に御座候 敬具

大正十年七月十日 鈴木 義男

留守宅 東京本郷蓬萊町一八¹²

この葉書からは、鈴木自身の留学の目的が「行政学、行政法学」だけでなく「社会法」を学ぶことも前提としていたことがわかる。また出発日7月22日であること、出発地が横浜であることなどもわかる。

この鈴木留学のことは、帰国後の1924年9月から非常勤講師を務めた第二高等学校に直筆の履歴書が残されていた。1925（大正14）年に同職を辞退するにあたって提出したものである。それによると、「大正十年五月」の項に「行政法学研究ノ為メ独逸国仏蘭西国ニ二年間留学ヲ命ゼラル、（英吉利国北米合衆国追加）大正十三年三月帰朝」と記述されている¹³。

今後、鈴木留学の目的、期間、留学先などについては、これらの資料を組み合わせた総合的な検討作業が必要とされるであろう。

¹² 個人所蔵資料。実際のハガキは縦書きで書かれているが、横書きに直した。

¹³ 『旧職員履歴書 高等官之部 其ノ二 乙号』（東北大学史料館所蔵）。なお、この履歴書によると、「大正十三年三月」の項には「任東北帝国大学教授 法文学部勤務 行政法学担任」とあり、同年「九月十九日」から「二高講師嘱託（特別）」となり、「大正十四年三月卅一日」に「依願解嘱」したこともわかる。

表1 鈴木義男のヨーロッパ留学時の論稿

【ドイツ】

	掲載誌	刊行機関	刊行年月	脱稿年月日 (本人記入)	備考
「独逸より (一)」	『思想』第24号	岩波書店	1923(大正12)年 9月	記入なし	文章の末尾に「この項未刊」と記入あり。
「独逸より (二)」	『思想』第27号	岩波書店	1924(大正13)年 1月	1922(大正11)年 9月15日	
「独逸より (三)」	『思想』第33号	岩波書店	1924年 7月	1922年 9月25日	
「スタムラー教授の近業」	『法学志林』27巻6号 (第128号)	法政大学	1924年 6月	1922年 10月10日	冒頭に「本稿は本来『独逸より』の第一編法律哲学の近著紹介に一言すべき筈の所、通信が冗長に互ることを慮り省略したものである」と記されている。
「旅の日記より (一) -マイヤー教授を訪ねて-	『中央法律新報』 4年1号	中央法律新報社	1924年 1月		
「ヘーデマン教授の経済法論 (上) -旅の日記より- (二)」	『中央法律新報』 4年2号	中央法律新報社	1924年 2月		
「ヘーデマン教授の経済法論 (下) -旅の日記より- (三)」	『中央法律新報』 4年3号	中央法律新報社	1924年 3月		
「独逸の労働大学 -旅の日記より- (四)」	『中央法律新報』 4年5号	中央法律新報社	1924年 5月		

【フランス】

「仏蘭西より (一)」	『法学志林』25巻10号 (第290号)	法政大学	1923(大正12)年 10月		43~61ページに掲載。
「仏蘭西より (一) (続)」	『法学志林』25巻11号 (第291号)	法政大学	1923年 11月		76~86ページに掲載。
「仏蘭西より (一) (続・完)」	『法学志林』25巻12号 (第292号)	法政大学	1923年 12月		78~93ページに掲載。
「仏蘭西より 第二信」	『法学志林』26巻1号 (第293号)	法政大学	1924(大正13)年 1月		75~99ページに掲載
「仏蘭西より 第二信 (続)」	『法学志林』26巻3号 (第295号)	法政大学	1924年 3月		101~111ページに掲載。
「仏蘭西より 第三信」	『法学志林』26巻4号 (第296号)	法政大学	1924年 4月		95~107ページに掲載。
「仏蘭西より 第三信 (続・完)」	『法学志林』26巻5号 (第297号)	法政大学	1924年 5月	1923年 4月5日	脱稿年月日の後に「リヨンにて」と記述あり。83~95ページに掲載。

資料：仁昌寺正一「鈴木義男の生涯」(『東北学院史資料センター年報』Vol.2)、57ページの表に追加したもの。

7. 鈴木義男が留学時に執筆した論稿

表1は、鈴木義男がヨーロッパ留学時、ドイツおよびフランスに滞在していた際に、日本へ書き送った論稿の一覧表である。中でも、近年、新たに発見したのは表中の「旅の日記より(一)-マイヤー教授を訪ねて-」を含めた4つの論稿である。これら4つの論稿は、いずれも鈴木がドイツ滞在中に執筆したもので、片山哲・星島二郎が主宰する中央法律事務所が発行していた『中央法律新報』に掲載された¹⁴。

この4つの論稿には、いずれも「旅の日記より」というタイトルやサブ・タイトルが付されており、

鈴木が特に興味・関心のある場所を訪問した際の感想などが書き綴られている。

この中で注目したいのは、「ヘーデマン教授の経済法論(上)-旅の日記より-(二)」、「ヘーデマン教授の経済法論(下)-旅の日記より-(三)」、「独

¹⁴ なお、表中にある『中央法律新報』に掲載された論稿以外については、牧野英一(東京帝国大学教授)の元に一旦送られ、そこから『法学志林』(法政大学)と『思想』(岩波書店)に届けられたようである。

逸の労働大学－旅の日記より－(四)」の3つの論稿である。これらの論稿は、それ以外のすべての論稿とは別な意図をもって作成されたように思われるからである。その意図とは、社会運動・労働運動を視野に入れた実践的な関心と結びついたものであったように思われる。

鈴木義男がヨーロッパ留学への出発直前まで、鈴木文治率いる友愛会（日本労働総同盟）が主催となる東京労働学校の講師を務めていたことは、鈴木文治の自伝『労働運動二十年』でも語られており、よく知られている。

また、鈴木義男が、このような関心から片山哲らと労働調査を行っていたこともよく知られている。例えば、『伝記 鈴木義男』の「年譜」の中の1920（大正9）年1月の欄に「農商務省囑託として労働立法調査に当る。（大正13年3月まで）」と記されており、また第二次世界大戦終結直後、鈴木義男が『社会新聞』に執筆した「片山総理と私」には、このときのことについて「吉野信次氏の委嘱をうけて僕は片山さんと相談して英独仏などの立法を調査してわが国最初の労働組合法の資料を当時の農商務省に提供した」¹⁵と述べている。

いずれにせよ、このようなことを考慮すれば、これらの論稿が、学術誌ではなく、片山哲らが主宰する実際の種々の問題の解決をめざす『中央法律新報』に掲載されたことも首肯しうるところである。

ちなみに、上記の論稿のほかにも、鈴木は、1925（大正14）年3月に雑誌『家庭文化』（家庭文化協会）へ「独逸の春」という一文を寄稿している。それによれば、2年8カ月に及んだ欧米留学の中で最も印象深かったのはやはりドイツだったようで、「ラインの巡歴こそは余の生涯に忘れ得ぬ思出の一つであらう。ボンの古城から瞰下した絵のやうなラインの流の独逸全土を覆ふた和照たる春光とは又何れの日か忘れることが出来やう」と述べている¹⁶。

なお、鈴木が留学中に書き送った論稿は他にも

あったものの、1923（大正12）年9月1日に発生した関東大震災の際、火災に見舞われた牧野の研究室で「灰燼に帰した」という¹⁷。

8. 鈴木義男がヨーロッパ留学時に東北帝国大学に送付した書類・葉書

次に紹介するのは、鈴木がヨーロッパ留学時に日本に送った手紙などの資料である。これらの資料は、東北大学史料館において資料整理が行われた際に発見され、近年公開されたものである。ヨーロッパ滞在時の鈴木の様子を垣間見ることのできる、貴重な資料である。

(1) 東北帝国大学法文学部長佐藤丑次郎に宛てた絵葉書（2通）

まず紹介するのは、鈴木が、東北帝国大学法文学部長の佐藤丑次郎に宛てて送った絵葉書である。これらの絵葉書には、その時々鈴木の近況が短いながらも書き記されている、

1通は、1923年4月25日の消印で、フランス南西部の都市ボルドーから出されたもので、以下のように記されている。

南仏巡歴の旅をつゞけ只今ボルドーに居ります。デュギー先生にも御会ひいたし、いろゝゝ御厚意に浴し居ります。

遥かに先生の御自愛を祈りつゝ

四月廿三日 鈴木義男

もう1通（写真5-1・5-2）は、1923（大正12）年5月26日の消印で、イタリアのローマから出されたもので、以下のように書かれていることから、イタリアの大学にも足を運んでいることがわかる。

¹⁷ 鈴木義男「仏蘭西より(一)」『法学志林』第25巻第10号（1923年10月）の冒頭には、牧野英一の名で「外遊中の鈴木法学士から『独逸より』が五編到着した。其の第一編の前半が『思想』第九月号から掲載された。思想の編輯者には第二編まで受付しておつたが、這次の災厄（関東大震災のこと……仁昌寺）の為めどうなつたか心配である。第三編以下はまだ、わたくしの手もとに在つたが、不幸にして、九月一日、研究室の焼失と共に灰燼に帰した」とされ、「斯の如き運命に在つたことを附加せねばならぬのを甚しく悲しいことに考へて居る」と記されている。

¹⁵ 鈴木義男「片山総理と私」、日本社会党『社会新聞』1947（昭和22）年6月2日。なお、『社会新聞』（あるいは『日本社会新聞』）に掲載された鈴木氏の20余りの論稿については、次回、詳しく紹介することにする。

¹⁶ なお、このほかにもドイツ・フランスからはいくつかの論稿を送っているが、そのタイトルなどについては、表1を参照されたい。



写真5-1 ヨーロッパからの絵葉書(表)
(鈴木義男発、佐藤丑次郎宛、東北大学史料館所蔵)

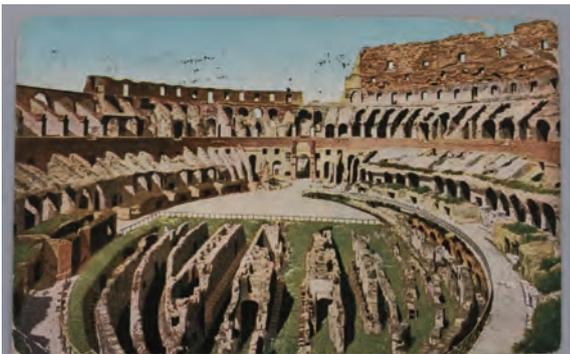


写真5-2 ヨーロッパからの絵葉書(裏)(同上)

ポロニヤより驟馬に参り候。この地にて一高柳教授のご紹介にてデルヴェキオ先生に御眼にかかり研究上何かと御親切なる御世話に与り居り候、大学の教授室の一椅子を提供され滞在中自由に図書館を利用するやうに又デルヴェキオ先生個人の蔵書、著書等貸与、又は沢山贈呈に与り感佩いたし居り候。併し伊語が不充分にて恐縮に候。精々勉強いたし居り候。遥かに御健在を祈りつゝ。

五月廿三日 鈴木義男

ここで、鈴木ヨーロッパ留学時の行程を確認しておく。鈴木は、1921(大正10)年7月末に横浜を出立後、同年9月末にフランスに到着し、その後、ドイツに向かった。ドイツには、1922(大正11)年秋までの約1年間滞在し、のちフランスに移動した。フランスには1923年7月まで滞在した。その後、イギリスに向かい、1924(大正13)年1月初旬まで滞在した。この間、ベルギーやイタリアなどのヨーロッパ各地も訪れ、各地で見聞を広めていた。

(2) 東北帝国大学図書館『館務日誌』にみる鈴木義男送付の書類

次に、鈴木がヨーロッパ留学中に収集・購入した

書籍を東北帝国大学に送付していたことを示す資料が見つかった。それは、『大正十一年八月 館務日誌 東北帝国大学付属図書館第二部』(東北大学史料館所蔵)という文書綴であり、その中に鈴木から送られた荷物の到着日や受領日を示す記述があった。以下の通りである。

- ①1923(大正12)年1月10日(水)
「鈴木義男先生送付ノ書籍五箱(独逸ヨリ徳島丸ニテ)到着ス」
- ②1923(大正12)年1月12日(金)
「独逸ヨリ鈴木義男氏発送ノ荷二箱ノ船荷証券(二通)到着ニ就キ新伝馬町庄司好文堂ニ其由ヲ知ラス
独逸ノローレンツヴント文庫ノ代金支払ヒ□
□手紙発送ス」
- ③1923年(大正12)年1月30日
「館長来館、鈴木義男氏発送荷物(受取人庄司眼鏡屋トシアル(五個ノ内四ヶ))」
- ④1923(大正12)年2月26日
「鈴木義男氏宛書籍ノ船荷証券 寿福丸五個、徳島丸六個、大寶丸二個ノ三通ヲ庄司眼鏡店ニ渡ス」

これらを見るように、鈴木は、ドイツ滞在時には帰国後に着任する予定であった東北帝国大学に多くの書籍を次々に送付している¹⁸。

なお、この文書綴には、1924(大正13)年3月24日(月)の欄に「土居・鈴木両教授初テ来館」と書いてあることから、鈴木が帰国直後から約10日後に同大学の図書館を訪れていることがわかる。そしてこの4日後の3月28日、鈴木は東北帝国大学教授就任の辞令を文部省から交付されている。

¹⁸ところで、ドイツでの書籍の大量購入は鈴木一人だけが行ったわけではない。第一次世界大戦後の敗戦国ドイツ、戦勝国日本という立場を背景に、ドイツにおける異常ともいえるインフレとマルク安と円高という状況到来の中で、日本の学者によるドイツの書籍の大量購入が行われていた。むろん、東北帝国大学でも同じような状況にあった(佐々木知幸「東北帝国大学附属図書館の蔵書形成—特殊文庫の成立をめぐる—」、日本図書館文化史研究会『図書館文化史研究』第35号、2018年9月参照)。

9. 鈴木義男が東北帝国大学の社会法の講義で配付したテキスト：『社会法論』

次に紹介するのは、東北帝国大学教授時代の鈴木義男に関する資料である。特に、鈴木が同大学法文学部で「社会法論」の講義を担当していたことを裏付けるものである。鈴木が東北帝国大学教授時代に社会法論の講義を担当するようになったことは、『東北大学百年史』などに記述されているが、仁昌寺が『図録 鈴木義男』作成時にも探してみたものの、ついぞ見つけられなかったものである。しかし近年、いくつかの機関における資料整理の進展・完了によってようやく確認・入手した。

周知のように、鈴木義男は、1924年4月から1930年5月までの約5年間、東北帝国大学法文学部教授を務めた。鈴木が担当していたのは主に行政法論であるが、1926年からは社会法論の講義も担当して

いた¹⁹。

この社会法論の講義を行うにあたり作成し、学生に配付したという『社会法論』のテキスト（手書き、謄写版刷り）は、『伝記 鈴木義男』の「著作論文一覧表」の中に「昭和二年四月 社会法論 講義用謄写版 仙台 明文社印刷」と明記されているものの、その所在は不明なままであった。しかし、東北学院大学中央図書館のスタッフの協力もあり、名古屋大学法学資料室所蔵の「瀧川文庫」²⁰に『社会法論』という文献が収録されていることが判明した。とはいえ、執筆者・出版社・出版時期などが一切不明であり、鈴木義男が作成したテキストであるかどうか不明であった。そこで、仁昌寺と雲然が現地に赴いて確認作業を行い、本文に記載されている文章などから、この『社会法論』のテキスト（写真6-1・6-2）が鈴木義男の作成した講義用テキストであると断定するに至った。

その『社会法論』のテキストの内容を紹介する前に、鈴木が東北帝国大学法文学部で社会法論の講義を担当するに至る経緯について、新資料によって確認しておこう。

東京帝国大学に在籍していた頃、鈴木義男は、吉野作造の政治思想、美濃部達吉の行政法論とともに、牧野英一の影響で社会法論にも強い関心を抱いていたようである。1920（大正9）年に同大学の助手に採用されてからも、社会法への関心は衰えることなかったようで、同大学法学部が関与していた『国家学会雑誌』にも「社会立法」に関する4つの論稿を発表していたほか、先にも述べたように、ヨーロッパ留学中には社会法に関連する調査も行っていた。

その鈴木が、東北帝国大学で社会法論の講義を担当するにあたり、1925（大正14）年7月23日、東北



写真6-1 『社会法論』表紙

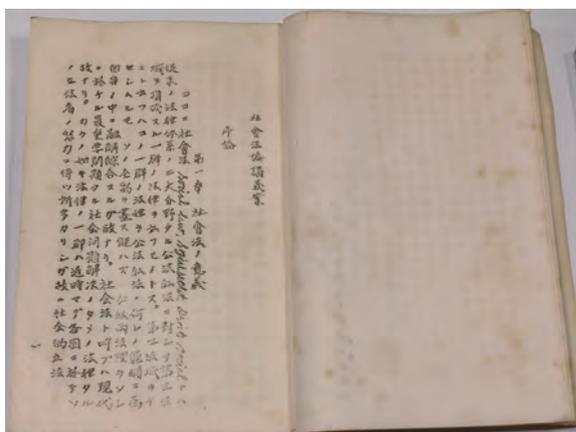


写真6-2 『社会法論』本文（一部）
（名古屋大学法学図書室「瀧川文庫」所蔵資料）

¹⁹ 東北大学百年史編集委員会『東北大学百年史一 通史一』（財団法人東北大学研究教育振興財団、2007年）の266ページ掲載の表27「法文学部の講座と教官（大正15年）」には、「行政法学講座担任社会法論兼単担 教授鈴木義男」と記載されている。

²⁰ 瀧川文庫とは、名古屋大学法学図書にて所蔵されている元京都帝国大学法学部教授の瀧川幸辰の旧蔵書・旧蔵資料集である。これらの文献・資料が名古屋大学にて保管されるに至った経緯については、「滝川事件から50年、博士の蔵書名大へ引っ越し」（レポート83年、『日本経済新聞』1983年5月30日名古屋版朝刊）などを参照されたい。

帝国大学総長から文部大臣に宛てて、次の文書が提出されている。

(受領印) 文部省 大正14.7.25 北大専42号

大正十四年七月廿三日

発第二三〇三号

東北帝国大学総長 小川正孝^①

文部大臣 岡田良平殿

学部規程中改正ノ件

本学法文学部規程中別記ノ通改正致度候条至急御許可相成度此段上申候也

記

東北帝国大学法文学部規程

第五条中「社会立法論」ヲ「社会法論」ニ改ム²¹

東北帝国大学法文学部が創設されたのは1922（大正11）年であるが、そのときに制定された法文学部規程を見ると「社会立法論」が設定されている²²。しかし、この資料では、その「社会立法論」を「社会法論」と名称変更することを申請していることがわかる。当時、講義科目として社会法論を設定している大学はほとんどなく、全国的にも稀なケースであったといっても過言ではない。ともあれ、上記の申請は認可され、1926（大正15・昭和元）年度より東北帝国大学法文学部で新たに「社会法論」が開講されることとなり、鈴木がその講義を担当することとなったのである²³。

では、その鈴木が担当することとなった社会法論の内容を、今回発見した『社会法論』²⁴のテキストを

利用しながら紹介する。また、その中で、このテキストが鈴木によるものであると断定した箇所についても言及する。

まず、『社会法論』の構成についてである。同書の目次は以下の通りである。

社会法論講義案目次

序論

- 第一章 社会法ノ意義
- 第二章 社会法ノ理念
- 第三章 社会法ノ構成原理トシテノ基本権
生存権、扶助要求権、労働要求権、
人格権、団体的闘争権
- 第四章 社会法ノ内容
- 第五章 社会法ノ研究方法

本論

第一編 労働法

- 第一章 労働法ノ意義及本質
- 第二章 労働法ノ対象トシテノ労働及労働者ノ概念

第一節 労働

第二節 労働者

第三章 労働法ノ法源

第四章 労働契約法

- 第一節 労働契約成立ノ前提トシテノ職業紹介制度

※（以上プリント）

第二節 労働協約（以下筆記ニヨル）

- 第一款 個別契約ト団体契約、
団体交渉ノ意義

- 第二款 労働協約ノ意義

- 第三款 労働協約ノ内容

- 第四款 労働協約ノ効力

- 第五款 労働協約機関
及労働協約団体

第三節 労働契約

- 第一款 労働契約ノ概念、
類似ノ契約トノ区別

- 第二款 労働契約ノ成立

- 第三款 労働契約ノ効果

- 第四款 労働契約ノ終了

第四節 従業規則

- 第一款 従業規則ノ法律上ノ性質

- 第二款 従業規則ノ効力

第五章 労働組織法

²¹「学部規程中改正ノ件」（国立公文書館デジタルアーカイブ資料）。

²²「東北帝国大学法文学部規程」（国立公文書館デジタルアーカイブ資料）。

²³鈴木が社会法論の講義を担当するようになったことは、『東北帝国大学一覽』でも確認できる。同書の大正十四年～十五年では「行政法学講座担任」となっている（88ページ）が、大正十五年～十六年では「行政法学講座担任、社会法論講座兼任」となっている（92ページ）。このことから、鈴木が社会法論の講義を担当するようになったのは1926年度からであると断定しうる。

²⁴『社会法論』の本文中には、ドイツ語・フランス語表記が頻出していた。ドイツ語の解説にあたっては門間俊明氏（東北学院大学教養学部専任講師）にご指導・ご助言を賜った。ここに記して感謝申し上げたい。

- 第一節 労働組合法
- 第二節 労働組合ノ活動
- 第三節 同盟罷業ノ法律上ノ性質及効果
- 第六章 労働争議法
 - 第一節 労働裁判
 - 第二節 労働争議調停法
- 第七章 労働保護法
 - 第一節 最低賃金法
 - 第二節 労働時間法
 - 第三節 児童労働法
 - 第四節 婦人労働法
 - 第五節 労働災害補償法
- 第八章 労働保険法
 - 以下、節款省略
- 第九章 労働法各論 目次省略
- 第二編 中産階級論 目次省略
- 附録
 - 第一、労働法参考書一覧
 - 第二、労働ノ法制上ノ変遷及ビ各国ノ労働立法沿革大要（プリント）

この目次をみるように、序論では社会法概念・内容などについてふれ、本論では労働法に関する内容が重点的に配置されていることがわかる。ただ、後半に進むにつれて論述よりもメモ書きとなっている箇所も増えており、講義時に配付するプリントによって補足しようとした箇所も散見される。ともあれ、このような流れに即して、鈴木は社会法論の講義を進めようとしたことがうかがえる。

次に、この『社会法論』のテキストの内容のうち、社会法の意義について言及している箇所をみてみよう。鈴木は、序論の第一章「社会法ノ意義」において、「社会法」と「社会立法」の違いについて以下のように述べている。

社会法ト呼ブハ現代ニ於ケル最重要問題タル社会問題解決ノタメノ法律タル故ナリ。カクノ如キ法律ノ一郡^(マ)ハ近時マデ各国ニ於テソノ立法者ノ努力ニ待ツ所多カリシガ故ニ社会的立法 Social legislation, Sozial gesetzgebung, Legislation socialeノ名称ヲ慣用セラル。サレド立法ノ名ハ必シモ妥當ナラズ。近時コノ法域ノ法律的規範ハ各種ノ団体ノ内部ニ於テ自活的ニ又慣習的ニ発達スルコト廣ク認めラルルニ至リタレバナリ（1 - 2 ページ）。

つまり、社会問題を解決するための「社会法」は、これまで同法を成立するための立法者の努力を論ずる「社会立法」とされてきたが、近年においては、社会問題が広範囲に及び、しかもその解決が「最重要問題」となっているという時代状況を反映して、立法運動の中心である各種団体においても「社会法」という言葉が使用されつつあると述べている。

さて、この『社会法論』のテキストが鈴木義男によって作成されたものであることを決定づけたことについて述べよう。それは、次の3点である。

第一に、このテキストが「法文学部」の学生に向けて作成されたことである。同書の第一章の「社会法ノ意義」をみると、次のような記述がある（傍線は仁昌寺による。以下同じ）。

附、現時ノ我國ニ於テ社会法論成立ノ可能。社会法ガ階級法タルニモ不拘凡テノ國民ノ理解セザルベカラザル理由。

法文学部ノ法律学生トシテ将来ノ職業ノ如何ヲ問ハズ社会法ヲ正当ニ理解シ置ク必要アル理由。社会法論講座創設ノ意義（17ページ）

ここで注目したいのは傍線の箇所である。当時、「法文学部」のある帝国大学は東北帝国大学以外にはなく、ここからこの『社会法論』のテキストが東北帝国大学法文学部の学生に向けて作成されたものであることがわかる。

第二に、随所に「スタムラー」（ルドルフ・シュタムラー〔1856-1938〕、ドイツの法学者）の理論が引用されていることである。すでに、仁昌寺が執筆した「鈴木義男の生涯」（『東北学院史資料センター年報』Vol.2に収録）でも言及しているが、鈴木は、この人物の思想（法哲学）に言わば「心酔」していた。ヨーロッパ留学中、ドイツに滞在していた際にもベルリン大学でシュタムラーの講義を受けていた。また、シュタムラーの自宅も訪れて見識を深めていたことは、留学中に「シュタムラーの近業」（表1参照）というレポートを日本に書き送っていることからもうかがえる。

第三に、「行政法総論講義案」が参考文献として掲げられていることである。『社会法論』序論には、以下のような一文も記されている。

抑モローマ法以来ノ公法私法ノ区別ハ今日ニ於テ之ヲ維持シタル所ナリ。（行政法総論講義案、序論第十三頁以下参照）ローマ法ニ於テハ個人

的自覚強烈ナリシガ故ニローマ國個人ヲ截然區別シローマ國ノタメノ法ヲ以テ公法トシ個人ノ法ヲ以テ私法トナシ（11ページ）

ここではローマ法についての解説を行っているが、その中で「行政法総論講義案、序論第十三頁以下参照」と書かれている。鈴木は、東北帝国大学で行政法論を講義するにあたり、『行政法総論講義案』というテキストを作成しており傍線部分で指定されている13ページ以降には行政法の性質を論じる中で、ローマ法について言及している。

これらの点から、この『社会法論』は、鈴木義男によって執筆・作成されたテキストであると判断した。

さて、鈴木『社会法論』の詳細な内容・考察については他日を期すこととするが、このテキストには、鈴木がヨーロッパ留学前から学び、考えていたであろう内容が多く反映されていることがわかる。特にそれは、生存権についての見解に如実に表れているといえる。

周知のように、生存権は、戦後、日本国憲法第25条にも盛り込まれた人権規定の一つであるが、憲法に規定されたのはワイマール憲法（1919年）が初めてであったといわれる。ワイマール憲法の第151条には、「経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない」と規定されている。そして、この規定が「全労働収益権」で知られるアントン・メンガーの経済的基本権を継承したものであることもよく知られている²⁵。

しかし鈴木義男は、「余の解する生存権は包括的名辞なり。その派生的権利として幾多の個別権を有す。その社会法上最も重要なるものは扶助要求権、労働要求権、人格権、団体的交渉及統制権とす。それが抽象的な点よりして従来の諸種の権利の個人権に対して社会権と呼ぶことを得べし」（43-44ページ）と述べ、その一文に付した脚注で、

アントン・メンガーハコレラノ権利ヲ社会権タル経済的基本権ト云ヘリ。サレド余ノ解スル所ニヨレバコレラノ権利ハ独り経済上ノ要求ヲ負荷スルノミナラズ、人格的価値ノ認承ヲモ包含スルガ故ニ「経済的」ノ語ヲ冠セザルナリ（44ページ）

としてアントン・メンガーの説を批判している。そのうえで、鈴木自身が主張する生存権を「人格的生存権」と定義している²⁶。

ちなみに、このような主張は第二次世界大戦後にも堅持されていた。そのことは、1946（昭和21）年12月に鈴木が執筆した『新憲法読本』において、日本国憲法第25条の意義について言及した箇所、「人間が動物と違ふところは、たゞ働いて食べて寝て起きて死ぬといふのでなく、生活に必要なだけは働くが、できるだけ余裕を作つて、芸術を楽しむ、社交を楽しむ、読書や修行につとめる、つまり文化を享受し、人格価値を高めるといふところにあるのである。故に生存権といふのは、単に動物的生存でなくて、人間に値する文化的生存といふことである。」（61-62ページ）という記述していることから明らかである。

さて、この鈴木が行う社会法論の講義は、受講生には、どのように受け止められていたのであろうか。これについては、1927（昭和2）年4月から1930（昭和5）年4月まで東北帝国大学法文学部の大学院で鈴木義男の指導を受けていた村教三（後の専修大学教授）による、次の「回顧」が参考になるように思われる²⁷。

²⁵ この「人格的生存権」という言葉は、ヨーロッパ留学後に鈴木が書いた「所謂基本権の法律的实现」（『社会政策時報』64号、1926年）をはじめ、多くの論稿に登場するようになる。

²⁷ 村教三の経歴には、「昭和2年4月～昭和5年4月 東北帝国大学大学院にて鈴木義男教授の指導を受けて社会学研究す」（『専修法学論集』第20号、専修大学法学会、1975年3月、186ページ）と記述されている。鈴木は東北帝大教授辞職が正式に文部省に認可された同年5月14日の直前まで指導を受けたことになっていることがわかる。

²⁵ 高橋彦博『日本国憲法体制の形成』青木書店、1997年、151ページ参照。

鈴木教授のもとで三年間社会法学を勉強したことが、私の学問の方法論を決定づけたように思います。当時、東大では主として法律解釈を中心としていたのに対し、東北帝大では、法文学部が創設されたばかりで、法律学者も、文学や経済の学者の影響をうけて、これらとバランスをとりながら法律学を研究していくというのが当時の大きな流れだったように思います。東大の末弘先生は、社会法というタイトルの下に主として労働法をやっておられたが、鈴木先生は、従来の市民法学に対して社会法学という学問の方法論を樹立しようという方向をとっておられ、この流れを一応完成させたのが、当時助教授だった橋本文雄先生の「市民法と社会法」なのです。このような潮流の洗礼を受けて学界にデビューした私にとって、東北大の法学方法論は、私の研究方法を決定づけたといつてよいと思います²⁸。

村によれば、鈴木は、社会法論の講義を通して、「社会法学」という学問の方法論を樹立させようとしていたことがうかがえる。ともかく、鈴木は、当時の学生からも好意的に受け止められていたようである。

10. 鈴木義男の東北帝国大学教授の辞職に関する資料

東北帝国大学では「花形教授」として活躍した鈴木義男であるが、1930（昭和5）年5月にはその職を辞することとなる。これまで、鈴木は、辞職に関する資料は入手できなかったが、近年、国立公文書館デジタルアーカイブや東北大学史料館所蔵資料で見ることができた。

鈴木が辞職するに至る最大の要因は、鈴木による軍事政策批判に対する文部省や軍部の圧力があったからであると考えられる。その発端となったのは、1924（大正13）年12月上旬に数度にわたり『河北新報』に連載された鈴木は「軍事教育批判」であった。また鈴木は、1928（昭和3）年2月には、普通選挙



写真7 『読売新聞』1928（昭和3）年4月18日朝刊掲載記事

法に基づく第一回総選挙に出馬した社会民衆党の宮城県の候補者の支援活動を行っていた。こうした動きの中で、同年3月から4月にかけて、日本共産党や無産政党に対する治安維持法違反を名目とした大弾圧が行われることになるが、同じ時期には、鈴木に対しても東北帝国大学教授の辞職の圧力がかけられるようになっていった。

写真7は、1928年4月18日付『読売新聞』朝刊の記事である。この新聞記事では「学府に弾圧加はる」という見出しで、京都帝国大学教授の河上肇、東京帝国大学助教授の大森芳太郎と並んで、東北帝国大学教授の鈴木義男も辞表を提出したと報じられている。実際には、この時、鈴木は辞表の提出には至らないが、少なくとも鈴木が置かれた立場や状況を端的に伝える記事としてきわめて興味深い²⁹。

さて、同僚の擁護もあって一時は辞職を免れた鈴木であるが、1929（昭和4）年10月、『河北新報』により「不本意な出版事件」³⁰が報道されたことによ

²⁹ この新聞記事は、「昭和三年四月十七日午後一時総長室ニテ」行われた東北帝国大学評議会の結果に依拠して作成したと考えられる。その議事録では「一、共産党事件ニ関スル件」について、「総長ヨリ上京文部当局ト交渉顛末報告セリ」とあるため、この「文部当局」の報告の中に鈴木義男の名前があったものと思われる。

³⁰ 1929年10月16日・17日の『河北新報』誌上に、突如、「鈴木氏の著作権侵害」の記事が掲載された。これが直接の原因となって、法文学部教授会と評議員会の辞職勧告決議になっていった。しかし、その動きの背景には文部省や軍部の圧力があったこと、そしてこれらの外部からのいわば言いがかり的なものであったことについては、仁昌寺は、2006年の『図録 鈴木義男』以来、再三指摘してきた。現在執筆中の鈴木義男の評伝でも詳説するつもりである。

²⁸ 専修大学法学会『専修法学論集』第20号、1975年3月、191-192ページ。傍線は仁昌寺による。

り、再び辞職を取り沙汰されるようになった。その報道から2ヶ月後の1929（昭和4）年12月17日、東北帝国大学評議会（同大学の各学部の代表者から構成される最高意思決定機関）では、鈴木義男の辞職について議論された。同会の議事録によると、鈴木に対しては次のような処分が下されることとなった（写真8）。

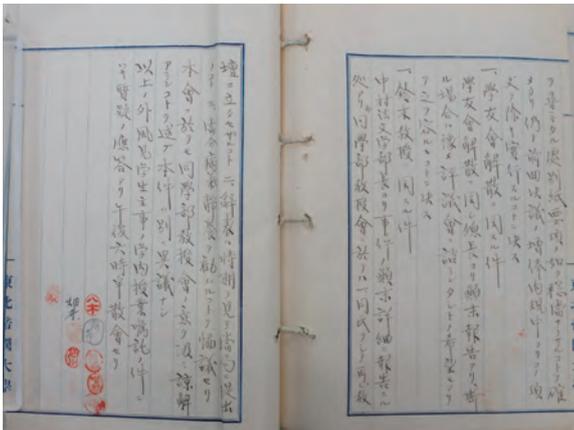


写真8 「鈴木教授二関スル件」が記載されているページ
（『自大正四年十月 至昭和四年十二月 評議会議事録』、
東北大学史料館所蔵）

一、鈴木教授二関スル件

中村（中村善太郎のこと……仁昌寺）法文学部長ヨリ事件ノ顛末詳細ニ報告スル処アリ、即同学部教授会ニ於テハ、一、同氏ヲシテ再び教壇ニ立タセザルコト、二、辞表ハ時期ヲ見テ当局ニ提出ノコト、三、当分病氣静養ヲ勸ムルコトヲ協議セリ、本会ニ於テモ同学部教授会ノ意ヲ汲ミ諒解アランコトヲ述ブ、本件ハ別ニ異議ナシ³¹

これをみるように、ここでは鈴木義男を「再び教壇ニ立タセザルコト」、時期を見て鈴木に「辞表」を提出させること、そして「当分病氣静養ヲ勸ムルコト」が決議されていることがわかる。この文中にある法文学部教授会の議事録は、現時点では発見できなかったため、教授会においてどのような議論が

なされたのかは不明であるが、少なくとも「同学部教授会ノ意ヲ汲ミ」とあることから、同学部から鈴木への辞職勧告が提出されたものと考えられる。ともあれ、評議会の決定を経て、鈴木に対して、「病氣療養」を理由とした辞表を提出させることが決定されたのである。

その後、1930（昭和5）年5月8日、鈴木は、東北帝国大学学医が作成した「心身ノ過労」を原因とする「診断書」とともに、当時の文部大臣田中隆三に対して、以下の「辞職届」を提出した（写真9）。

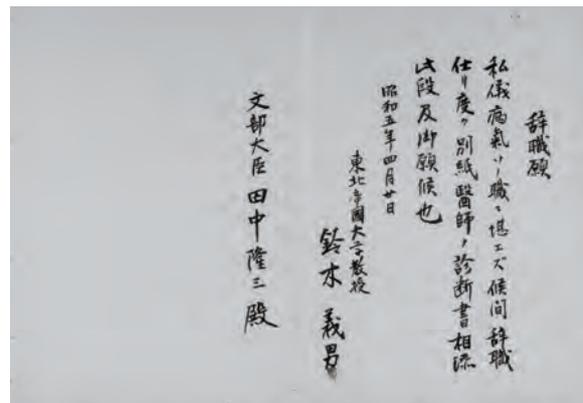


写真9 鈴木義男の「辞職願」
（『第六高等学校教授松本彦次郎外十七名任免並更任ノ件』所収、
国立公文書館デジタルアーカイブ資料）

辞職願

私儀、病氣ソノ職ニ堪エズ候間、辞職仕り度ク、
別紙医師ノ診断書相添、此段及御願候也

昭和五年四月廿日

東北帝国大学教授 鈴木義男[㊦]

文部大臣 田中隆三殿³²

この「辞職願」はやがて受理され、5月14日に辞職が正式に認められた（『東北大学法文学部略史』62ページ）。かくして鈴木は東北帝国大学の教壇から去ることとなったのである。

³¹「鈴木教授二関スル件」（評議会議事録、昭和四年十二月十七日）、『自大正四年十月 至昭和四年十二月 評議会議事録』（東北大学史料館所蔵）。

³²「第六高等学校教授松本彦次郎外十七名任免並更任ノ件」、『昭和五年 任免 五月三 卷三十』（国立公文書館デジタルアーカイブ資料）所収。なお、添付されている「診断書」は省略するが、病名は「神経衰弱症、原因は「心身ノ過労ニ因スルモノナラン」とされ、この診断書を作成した東北帝国大学学医の名前が記されている。

11. 弁護士時代の鈴木義男に関する資料

次に、弁護士時代の鈴木義男に関する資料を取り上げてみよう。

周知のように、鈴木義男は、東北帝国大学教授の「辞職願」を提出した直後、上京し、1930年6月頃には弁護士事務所を開設し、弁護士としての道を歩み始めることとなる。弁護士時代の鈴木義男が担当した事件や裁判は多岐にわたり、枚挙に遑がないが、その中でも特に重要で、かつ現時点で資料が確認でき、内容もある程度把握できる主な事件を掲げたのが表2である。

これらの事件などをベースとして、我々は鈴木義男の弁護士時代を3つの時期に区分して考察を試みている。以下では、新資料の紹介をしつつ、それぞれの時期の特徴や内実を浮き彫りにしてみよう。

(1) 第一期：1930年から1933年まで

前述のように、我々は齋藤誠氏とともに鈴木義男研究会を行う中、鈴木義男が弁護士としての活動に集中的に取り組んだ1930（昭和5）年から1945（昭和20）年までの約15年間を、弁護活動の範囲、取り扱った事件の性格、弁護の方法などを鑑み、3つの時期区分を行った。

第一期は1930年から1933（昭和8）年である。この時期は、鈴木が弁護士に転身して間もない時期であり、弁護士の研鑽を積んでいた時期である。

後述するように、鈴木は弁護士としてのキャリアをスタートさせた直後から、今村力三郎のもとで、とくに刑事事件での弁護の手法などを学んでいた。また、その時期には、事件の得手不得手や大小を問わず弁護を引き受けていたようで、1932（昭和7）年12月に発行された『現代弁護士大観 一』に掲載された鈴木へのインタビュー記事でも、次のようにまとめられている。

開業されて日尚浅いのであるが、帝大法学部の教授をもされて居ただけあって開業草々、鉱業、漁業権、水利組合事件、当選無効等の行政訴訟を取り扱って行政処分に対する救済の不完全を痛感され、又、寺院仏道管理権、著作権侵害事件等の民事訴訟を取扱って、現行法の余りにも煩瑣なる為め権利容易に保護されざるを驚嘆して居られる。治安維持法事件、嬰兒殺、精神耗弱による放火事件、夫の危急に対する妻の防衛（傷害致死）事件、越鉄山手事件、鉄道汚

職事件、東京市疑獄事件等関与して、刑事弁護の困難化と、弁護上科学的方法採用の重要なことを痛感するに至ったと言って居られる³³。

ここからは、鈴木が、開業早々、刑事事件や民事事件をはじめ広範囲に及ぶさまざまな事件の弁護に着手している状況がみてとれる³⁴。

また、この頃には、いわゆるプロレタリア作家との交流もあったようである。渥美孝子によれば、貴司山治の未発表の小説には、鈴木義男は「字月弁護士」として描かれ、「字月は東北大学法学部教授であったがフトしたことで大学をやめ、東京に出てきて弁護士を開業したが、だれも事件の依頼者がなく、ヒマで困っている時に伊達（貴司山治のことといわれている……仁昌寺）に知合いになった」と綴られているという³⁵。小説の描写とはいえ、この時期の鈴木の弁護士活動を考察するうえで、興味深い記述であるといえる。

①「共産党シンパ事件」における平野義太郎らの弁護

さて、鈴木義男の弁護士時代の第一期の中で特に注目されるのは、以下の3点である。

第一に、弁護士になって間もない頃、1930（昭和5）年5月に発生した「共産党シンパ事件」で検挙された平野義太郎（元東京帝国大学助教授）、山田盛太郎（元東京帝国大学助教授）、小林良正（元専修大学教授）らの弁護を担当することとなったことである。このことは、その後の鈴木義男の弁護士活動、特に治安維持法違反事件で検挙された知識人の弁護活動にも大きな影響を与えることになった、きわめて重要な出来事であったといえる。

ここでは、やや長くなるが、これまでほとんど取り上げられることがなかった『平野義太郎弁護弁論要旨 鈴木義男』（東京大学社会科学研究所所蔵、『河上肇弁護弁論要旨 弁護人鈴木義男』との合本）

³³ 石井敬三郎・亀谷正司・黒澤松次郎・佐伯俊二著『現代弁護士大観 第一巻』国民社、1932年12月、54ページ。

³⁴ この時期の鈴木の様子については、『図録 鈴木義男』205-211ページにも詳述しているため、そちらを参照されたい。

³⁵ 渥美孝子翻刻・解説『宮本百合子裁判資料-「手記」と「聴取書」』不二出版、2020年11月、79-80ページ。

表2 鈴木義男が弁護を担当した主な人物・事件名(一部)

被疑者 (および事件名)	検挙前の 主な職業	容 疑	検挙された 年月	判決年月	判 決	参考資料	参考資料所蔵元
山田盛太郎	東京帝国大学 助教授	治安維持法違反	1930年 5月	1932年	懲役2年・ 執行猶予3年	寺出道雄『山田盛太郎 マルクス主義者の知られざる世界』(評伝日本の刑事思想、日本経済評論社)	
平野義太郎	東北帝国大学 助教授	治安維持法違反	1930年 5月	1933年4月	懲役2年・ 執行猶予1年	『平野義太郎・河上肇弁護論要旨』 加藤哲郎・井関正久「第九章 戦後日本の知識人とドイツ——『原子力の平和利用』をめぐる——」、 工藤 章・田嶋信雄編『戦後日独関係史』(東京大学出版会)	東京大学 社会科学研究所
大塚金之助	東京商科大学 教授	治安維持法違反	1933年 8月	1933年7月 1933年11月	懲役2年、 執行猶予3年 同上	『大塚金之助著作集』第九巻	
河上肇	京都帝国大学 教授	治安維持法違反	1933年 1月	1933年8月	懲役5年	『平野義太郎・河上肇弁護論要旨』 仁昌寺正一「弁護士時代の鈴木義男—河上肇の弁護—」 (『東北学院資料室年報』Vol. 7)	東京大学 社会科学研究所
帝人事件 (高木復亨ら)	帝国人造絹絲 株式会社 (帝人)社長	刑法違反 (背任・流職容疑)	1934年 4月	1937年12月	無罪	『帝人事件弁論 弁護人鈴木義男』 (1938)	東北学院史 資料センター
志賀暁子	女優	刑法違反 (堕胎罪)	1935年 7月	1936年11月	懲役2年・ 執行猶予3年	仁昌寺正一「弁護士時代の鈴木義男(4)—志賀暁子の弁護—」(『東北学院史資料センター年報』創刊号)	
宮本百合子	作家	治安維持法違反	1935年 5月 (4度目)	1936年6月	懲役2年・ 執行猶予4年	『治安維持法違反(一)宮本ユリ』	東北学院史 資料センター
大竹博吉 (大竹廣吉)	なうか社社長	治安維持法違反・ 軍機保護違反	1936年	確認中	懲役5年	『被告大竹廣吉治安維持法 及軍機保護法違反弁護論要旨』	東京都立大学 図書館
修養同友会事件 (李光洙ら)	文学者・ 思想家など	治安維持法違反	1937年	1939年12月	※李光洙の場合 無罪(第一審)	『修養同友会事件判決文』 (控訴審・上告審) 『修養同友会事件上告趣旨書』 『思想集報』第二十三号 『全被告無罪言渡』、『毎日新報』 1941年11月18日記事	韓国・国家記録 院データベース
				1940年8月	懲役5年 (第二審・控訴審)		
				1941年11月	無罪(第三審・上告審)		
鈴木茂三郎 (第一次 人民戦線事件)	政治家 (日本無産党)	治安維持法違反	1937年 12月	1942年9月	懲役5年	『鈴木茂三郎 公判調書 下』 鈴木茂三郎判決文	東北学院史 資料センター 法政大学大原 社会問題研究所
				1944年9月	懲役2年6ヶ月		
				1945年11月	免訴		
山川 均 (第一次 人民戦線事件)	著述業	治安維持法違反	1937年 12月	1941年9月	懲役5年(第一審)	『証人申請書』 山川均判決文	法政大学大原 社会問題研究所
				1944年9月	懲役3年(第二審)		
				1945年11月	免訴		
有澤廣巳 (第二次 人民戦線事件)	東京帝国大学 助教授	治安維持法違反	1938年 2月	1942年9月	懲役2年、 執行猶予3年(第一審)	『有澤廣巳被告治安維持法違反事件 弁護要旨』 有澤廣巳判決文(第一審)	国立国会図書館 (海野晋吉文庫) 法政大学大原 社会問題研究所
				1944年10月	無罪(第二審)		
宇野弘蔵 (第二次 人民戦線事件)	東北帝国大学 助教授	治安維持法違反	1938年 2月	1939年10月	無罪(第一審)	『宇野被告治安維持法違反 弁護要旨』(控訴審) 宇野弘蔵判決文(第一審・第二審)	東北学院大学 中央図書館 法政大学大原 社会問題研究所
				1940年12月	無罪(第二審)		
美濃部亮吉 (第二次 人民戦線事件)	法政大学教授	治安維持法違反	1938年 2月	1942年9月	無罪(第一審)	『美濃部亮吉治安維持法違反事件 弁護要旨』	東北学院史 資料センター
				確認中	無罪(第二審)		
大内兵衛 (第二次 人民戦線事件)	東京帝国大学 教授	治安維持法違反	1938年 2月	1942年9月	無罪(第一審)	『治安維持法違反被告事件記録 大内兵衛氏』 大内兵衛判決文(第一審)	東北学院史 資料センター 法政大学大原 社会問題研究所
				確認中	無罪(第二審)		
脇村義太郎 (第二次 人民戦線事件)	東京帝国大学 教授	治安維持法違反	1938年 2月	1942年12月	無罪(第一審)	脇村義太郎判決文	法政大学大原 社会問題研究所
				確認中	無罪(第二審)		
和田博雄 (企画院事件)	企画院調査官	治安維持法違反	1941年 4月	1945年9月	無罪		
安倍豊造	牧師 (日本聖教会)	治安維持法違反	1942年 6月	1944年12月	懲役2年 (執行猶予付き) →上告(のち、1945年 11月に免訴)	『戦時下のキリスト教運動』 1・2・3	

に基づき、平野義太郎³⁶が検挙されるまでの経緯と、鈴木 の 法 廷 での 弁 論 の 概 要 に つ い て み る こ と に し よ う。

まずは、平野が検挙されるまでの経緯についてである。1930（昭和5）年1月15日、海外留学から帰国した平野は、3日後の1月19日に東京帝国大学の各研究室を訪問した。親友の山田盛太郎の研究室では、平野の知人である大村英之介とも再会したという。その後、平野は、山田・大村の勧めもあり、留学中に日本で展開していた労働運動の概況を把握するために、小林良正の元を訪れた。そこでは小林の著書を受け取ったほか、大村の知人青年という人物も紹介されたという。この青年は労働運動に参加するかたわら、同年3月に行われる総選挙に向けて結成された選挙闘争同盟のための資金収集にも取り組んでおり、平野に対しても資金援助を求めた。実はこの青年は共産党の一員であったが、平野に対してはそれを伏せていた。その平野は、2月16日、大村を通じて「金二百円」を渡した。つまり、平野は、事情は知らなかったとはいえ、この青年を通して共産党への活動資金を援助するかたちとなったのである。

当時の治安維持法では、「国体」の变革・私有財産制度の否認という目的をもって、結社（第1条）、協議（第2条）、実行扇動（第3条）、犯罪煽動（4条）、それらの行為への金員などの利益供与（第5条）を行えば犯罪が成立するとされていた。平野の場合、金銭を渡したことが同法第5条に違反したとして、1930年5月に検挙されたのである。

³⁶平野義太郎（1897-1980）は、東京に生まれ、1921年に東京帝国大学法学部を卒業し、同大学助手に採用され、1923年には助教授となった。1924年には産業労働調査所に入り、労働運動・社会運動に関心を持つようになる。1927年から1930年までドイツのフランクフルト大学に留学した。1930年1月14日に帰国して間もなく、治安維持法で検挙された。詳細については平野義太郎 人と学問編集委員会『平野義太郎 人と学問』（大月書店、1981年）を参照されたい。

次に、鈴木による平野の弁護についてである³⁷。『平野義太郎弁護弁論要旨 鈴木義男』によると、鈴木は、治安維持法違反という犯罪が成立するためには「目的犯意」が必要であるとしたうえで、平野

³⁷鈴木義男が平野義太郎たちの弁護を引き受けた理由は、端的にいえば、鈴木にとって平野が「畏友」だったからである。鈴木と平野は、同時期に東京帝国大学助手として在籍していた。両者ともに同大学教授の牧野英一の影響を強く受けつつ学究生活を送っていたことから、その後も親しい交流があったと考えられる。鈴木と平野の関係象徴的に示す例として、1925年に平野義太郎が出版した著書『法律における階級闘争』に対して鈴木が批評を行ったことが挙げられる。その批評は、同年5月に発行された『法学志林』第27巻第5号に「『法律における階級闘争』—平野義太郎の近業—」というタイトルで掲載された。その論稿の書き出しは、次の通りである。

畏友平野氏の近業が世に出た。近来最も興味深く読むことを得たものの一つである。余はこの書の著者に推服するものの一人である。著者は民法及社会法を専攻するものの如くであるが、その述作には常に法律学全般に対する透徹せる理解が示されて居る（99ページ）。

この書き出しに続いて、鈴木による平野の学説が解説されている。特に、牧野の提唱した「同盟罷業権」（ストライキ）に関する主張が、平野によって継承され、発展させていることに注目し、次のように記述している。

嘗て牧野博士がストライキは権利なりと云ふことを唱導した時に、世はその言説を以て甚だ奇矯なりとするの風があつたのである。今平野氏に依て、かくも明瞭に、資本主義下の法律の嚮導原理よりそのコロラリーとして当然同盟罷業権が生れねばならぬ所以を示さるゝに及んでは、何人もよくこれを否定し得べきではなからうと思ふ。但し、ストライキ権の法的構成に就いては、余に多少の意見があるが他の機会に譲る（108ページ）。

平野の学説および鈴木による評価について、これ以上深く検討は行わないが、鈴木が平野の主張に対して、基本的には賛意を示しつつも、「但し……余に多少の意見がある」として、やや批判していることは興味深い。

鈴木は、平野がこの権利をあらゆる労働運動や労働争議に表れている階級闘争として把握しようとしていること、そしてこの闘争による進化的法則を十分意識し、規範として樹立することが最も重要であるとしていることに異を唱えている。鈴木によれば、「規範の樹立に失敗する時に、直接的行動の名は勇ましいけれども実は敵も傷き自らも痛手を負うて共倒れに終るのである」という（106ページ）。そして、「正に労働法存立の意義に盲なる人々に三思を乞はねばならぬものと思ふ」（同）とも述べている。したがって、平野のような階級闘争至上主義者に対して、その社会的影響をも視野に入れた対応をすべ

の帰国後2週間の経緯を考察するに、そこから犯罪を成立させることは困難であると主張している。

出資要求者が未知の者であつて、被告は帰朝後二週間の際、何等具体的事情を知るに由なかつ

きことを主張しているのである。

それは、鈴木は政治的立場が、ロシアでボルシェビキが採用したロシア革命の如き方式による社会主義の実現を目指すものではなく、ドイツ社会民主党が選択したワイマール憲法型革命とも呼べる方式、すなわち社会化法の広範かつ継続的な制定を基本的方式とする社会主義の実現を目指すものを選択していたことと密接な関係を持っていた。そのことについて、鈴木は別の論稿で次のように記述している。

ドイツの革命は諸種の理由に依つて露西亜革命の如く端的には行かなかつた。社会化的方法に依る漸進主義と、資本主義の全部的否定を主張する多数社会民主党と独立民主党との間に激烈なる論争が交換されたことは云ふ迄もないが、一先ず革命後の社会秩序党政策は多数派の主張に帰して、社会化法 Sozialisierungsgesetz と新憲法の制定とに及んだわけである。即ち正統派に対する修正派の勝利である。彼の一九一八年三月二十三日に公布せられた社会化法は社会民主党の社会立法の根本方針を定めたものであつて、社会立法にとつてのマグナカルタである。……即ちその内容は1労働義務2労働保護3労働権 Recht auf Arbeit 4失業者生存保障の四原則を宣言したものである。これらの原則は殆どそのまま一九一八年九月十一日公布の新憲法に取り入れられたのである。(鈴木義男「社会的立法の思想的背景(上)」、『社会政策時報』第78号、協調会、1927年2月、22-23ページ)。

このように、鈴木は、畏友である平野の立場を認めつつもその欠陥をも大胆に指摘しているのである。これ以上は深入りはしないが、鈴木は、19世紀以降中葉以降のマルクス主義が、社会的立法を全く評価しない「正統派マルクス主義」と、それ高く評価する「修正主義派マルクス主義」に別れたとみている。そして、平野が前者の立場を選択しているのに対し、自分は後者の立場を選択していることを表明している。また、鈴木は、鈴木が資本主義社会における階級闘争の存在を認めながらも、平野の如きマルクス主義へ飛躍することを拒否しているのは、鈴木特有の社会観や法哲学を持っていたからであると思われる。それは、端的に言えば、ドイツでは新カント学派のシュタムラーの「自由に意欲する人々の共同体」思想、フランスではデュギーラの「社会連帯主義」思想であったように思われる。そしてこれらの思想に依拠しつつ、有産階級と無産階級の対立の解消を視野に入れた社会政策の実施に大きな期待をかけていたようである。なお、鈴木によるこれらの思想の特徴については、さしあたり、前掲「社会的立法の思想的背景(上)」(『社会政策時報』第78号-81号、協調会、1927年2月-4月)を参照されたい。

た。又親友山田助教授の関係者が如何なる意味に於ても当関係者が如何なる意味に於ても党関係者であらうとは推知だも為し得なかつた。従つて如何なる意味にもせよ、該要求者が共産党関係者だとは知るに由なかつたわけである³⁸。

つまり、平野にとっては、間接的にせよ金銭を渡した者が「未知の者」であり、その人物が「共産党関係者だとは知るに由なかつた」ため、彼の行為は治安維持法でいう「国体」の変革または私有財産制度の否認には該当しないと、鈴木は主張しているのである。そのうえで、鈴木は次のように弁論している。

目的遂行の爲めにする行為を為さしむると云ふ以上は提供者も亦、受領者が国体変革又は私有財産制度否認の目的を以て行為することを認識し、且つこれを目的として出捐したものでなくてはならぬ。然るに、本件の場合には、この所謂「大目的」がないことは余りにも明瞭である³⁹。

そのため鈴木は、平野の行為は治安維持法違反ではないこと、そもそも法律では裁くことはできないことを挙げ、無罪を主張した⁴⁰。

鈴木は弁論が奏功したのかは断定できないが、1933(昭和8)年8月12日、平野に対して「懲役2年・執行猶予1年」⁴¹の判決が言い渡された。治安維持法違反での判決としては、比較的軽いものであつ

³⁸『平野義太郎弁論要旨 鈴木義男』7ページ。

³⁹同書20-21ページ。

⁴⁰このときの弁論は、以下のように締めくくられている(同書25ページ)。

法理的觀察に於ては被告は本件に於て有罪とせらるべきものではないこと明瞭であると信ずる。厳正公平、政策的見地等に動かされず只法律を適正に解釈し法律に依つてのみ裁く裁判所に於ては無罪の判決あるべきことを期待し且つ希うものである。

⁴¹『平野義太郎 人と学問』313ページ。

たといえるだろう⁴²。

②インテリ・知識人層からの弁護依頼の増加

さて、鈴木義男の弁護士時代の第一期における第二の大きな特徴は、「元東北帝国大学教授」という経歴も相まって、特に治安維持法違反で逮捕・検挙された知識人から次々に弁護を依頼されていったことである。

上述のように、鈴木は「畏友」平野義太郎や山田盛太郎をはじめ、「共産党シンパ事件」で検挙された人々の弁護を担当した。それら治安維持法違反事件の判決が、いずれも執行猶予付きの比較的軽いものとなったことから、治安維持法違反の嫌疑をかけられていたインテリ・知識人層やその関係者を中心に、徐々に鈴木の元に同事件の弁護の依頼が寄せられるようになったと考えられる。1933（昭和8）年末の時点で、鈴木は次のように述べている。

私は秋の過去の経歴上若い学徒乃至インテリの中に友人と知己とを多く有つて居る関係上、この数年間に於てこれらのインテリの治安維持法違反事件の弁護を担当すべく余儀なくされた場合が多かった。かつて大学の教授助教授専門学校の講師たりしもの及び文筆を以て立つインテリ等の事案を担当したものの十指を屈するに足る。然して時代の産める被告事件と云ふべきか。私はこれらの人々の記録を読み法廷に座してその供述を聞き実に種々の感想を懐いたこと

であった⁴³。

この「十指」の「インテリ」について、ここでは具体的な名前は挙げられていないが、のちに鈴木が発表した治安維持法改正についての論稿中で言及している。そこで「治安維持法の改正に付ては余は河上博士、大塚、平野、山田、小林各教授、瀧内前判事、藤森、鈴木安、鈴木清等の文士著述家其他インテリの各事犯を弁護した経験に基づき、余自身の改正意見を有するものである」⁴⁴と記していることから、河上肇（前京都帝国大学教授）、大塚金之助（東京高等商校教授）、平野義太郎（前東京帝国大学助教授）、山田盛太郎（前東京帝国大学助教授）、小林良正（専修大学教授）、瀧内礼作（判事）、藤森成吉（作家）、鈴木安蔵（憲法研究者）、鈴木清（作家）らを指していることがわかる。この中でもとくに、一大著名人である河上肇の治安維持法違反事件の弁護を担当したことは、同事件の弁護士としての鈴木の名声を大きく広めることになったといえるであろう。

河上肇の治安維持法違反事件の概要および逮捕（検挙）から判決が下されるまでの経緯については、すでに仁昌寺が「弁護士時代の鈴木義男－河上肇の弁護－」⁴⁵でまとめているため、詳細はそちらを参照いただくことにして、ここでは鈴木が事件を担当することになったいきさつについて述べることにする。

河上肇は、1933（昭和8）年1月、それまでの執筆・翻訳活動や共産党への資金援助などの行為が治安維持法に違反しているとされ、検挙された⁴⁶。同年8月1日から第一審の公判が始まり、同月8日に懲役5年の実刑判決が下された。

当初、河上は、「弁護の如何によって自分の刑が軽くなる望みがあるなどとは、到底考えられなかったから」、「名ばかりの弁護士一人だけ付けても

⁴² 平野義太郎の裁判が行われている一方、同時期に検挙された山田盛太郎の裁判も行われていた。山田の裁判も鈴木義男が担当していたといわれるが、現時点では山田盛太郎の裁判における弁護要旨などは見当たらず、弁護内容などについては不明である。しかし、1932（昭和7）年、山田に言い渡された判決は「懲役2年・執行猶予3年」であったという（寺出道雄著『評伝 日本の経済思想 山田盛太郎』日本経済評論社、2008年、219ページ）。平野に比べるとやや重い判決といえるが、山田自身は、執行猶予付きの判決になったのは鈴木義男の弁護によるところが大きいと考えていたようである。なお、小林良正については、弁護を引き受けた経緯だけでなく、鈴木義男の弁護の内容は全くの不明であるが、判決が下された後も講座派の論客として研究・執筆活動に取り組んでいたことに鑑みると、彼らと同じような判決が下されたものと考えられる。小林の弁護については、今後の研究の進展が待たれるところである。

⁴³ 鈴木義男「治安維持法の改正に付て」『法律新聞』第3630号、1933年12月5日、3ページ。

⁴⁴ 鈴木義男「思想犯罪と治安維持法の改正、『労働科学』1巻2号、労働立法研究所、1934年9月、256ページ。

⁴⁵ 『東北学院資料室』Vol.7（学校法人東北学院、2007年）、および、『河上肇記念会報』No.91（2008年7月）。

⁴⁶ 鈴木義男に関する資料調査を行う中で、文部科学省専門図書館所蔵の『思想調査参考資料 第一輯』を見る機会があったが、それによれば、河上はかなり前から取り締まりの対象とされていたことがわかる。

らえばいい」と考えて、「新労農党時代からの友人である上村進君に弁護を頼もうと思った」と述べている。河上の妻・秀もこの意向を汲み、上村に依頼したものの、帰宅すると山田盛太郎たちが待ち受けており、弁護士は鈴木義男にするべきと強く迫ったという。その理由は、「この鈴木弁護士というのは、以前東北帝国大学の教授をしていた人で、平野義太郎君や山田盛太郎君などが検挙された時も、その弁護を引受け執行猶予を贏ち取った先例もあり、裁判所方面の受けも良い弁護士だから」であったという⁴⁷。のちに鈴木自身も、河上肇の事件の弁護を担当することになったいきさつについて、「私は自身マルキストではないが、かつて学徒としての生活経験があり、思想問題に付ても微小の理解があると言うことからして、河上博士及び周囲の人々の懇囑に依って、不遜乍ら博士を弁護することになったのである」⁴⁸と述べている。

つまり、鈴木義男が河上肇の弁護を担当することになったのは、上述のように、平野義太郎・山田盛太郎ら「共産党シンパ事件」で罪に問われた人々の弁護を引き受けたことがきっかけとなっていることがわかる。しかも、それらのことによって、鈴木は治安維持法違反の弁護士として、世間から大きく注目を集めることとなるのである。

③今村力三郎のもとでの学び

鈴木義男の弁護士時代の第一期における第三の大きな特徴は、刑事事件の第一人者であった今村力三郎（1866-1954）のもとで研鑽を積みながら、弁護弁論にあたって独自の論法を編み出していったことである。

鈴木が今村のもとで研鑽を積むことになったのは、恩師の一人である吉野作造のアドバイスや、親友の小町谷操三（東北帝国大学教授）の支援があったようである。鈴木は、今村の事務所に足しげく通いつつ、彼とともに法廷にも足を運びながら学んでいった。のちに鈴木は、当時を回顧し、今村からは「精神的な指導者として非常に得るところがあり、……不肖私が今日あるは、主として大過なく弁護士

としての途を歩むことができたといえますれば、先生のご薫陶の賜であると考えておる次第であります」と述べている⁴⁹。

このように、鈴木は今村の元で、刑事弁護の手法などを学んだが、その一方で、鈴木独自の弁護の方法も確立させていった。それについては、1936（昭和11）年から1945（昭和20）年まで鈴木弁護士事務所と同僚であった福田力之介が「科学的構成の弁護」と称している。福田によれば、鈴木弁護士の論法は「訴訟記録を精査調査して、起訴事実を分析検討し、広い視野に立って裁判所に訴え、無罪判決若しくは執行猶予の判決を言渡す外ないという心証を科学的に構成した」ものであり、「弁護活動に一時期を画した」ものであったという⁵⁰。

（2）第二期：1934年から1937年まで

さて、鈴木義男の弁護士時代の第二期は、1934（昭和9）年から1937（昭和12）年までである。この時期の鈴木の特徴としては、以下の3つのことを指摘してみよう。

①帝人事件被告の弁護

一つの大きな特徴は、前述の「科学的構成の弁護」の手法を実践しつつ、人権を「蹂躪」された人々の弁護を通して人権擁護の立場を明確にさせていることである。その代表的な事件としては、帝人事件を挙げることができる。

帝人事件とは、1934（昭和9）年に発生した、帝国人造絹糸株式会社（帝人）の株式売買をめぐる疑獄事件のことである。当時、若手の財界人で組織さ

⁴⁹ 鈴木義男「弁護士を名誉ある天職と考えておられた」、『今村力三郎翁追想集』1955年、294ページ。なお、鈴木義男と今村力三郎との関係については、第二次世界大戦後まで続くこととなる。周知のように、今村は専修大学の前身である専修学校を1888年に卒業していたこともあり、終戦直後の1946年には専修大学総長に就任した。鈴木は、高齢の今村を支援するかのようには理事に就任したのち、1951年には同大学教授、翌年には学長に就任した（～1955年まで）。

ちなみに、鈴木は、1947年6月に東北学院理事長にも就任し、1963年8月の長逝までその任にあたることとなる。

⁵⁰ 福田力之介「科学的構成の弁護」、『伝記 鈴木義男』115-116ページ。

⁴⁷ 以上、河上肇『自叙伝(三)』80-81ページ。

⁴⁸ 『法律新聞』第3595号、1933年9月3日。

れていた「番町会」というグループが、台湾銀行所有の帝人株の売買を行うが、その際の株価が増資時の株価に比して不当に安価であったとして、この売買に関与した商工大臣、大蔵次官、台湾銀行幹部、帝人社長、「番町会」の幹部など17人が刑法違反（背任罪・流職罪）などで起訴された。これだけの政官財界の要人たちが逮捕・起訴されたことにより、当時の齋藤実内閣が責任を追及され、総辞職に追い込まれた。

この帝人事件において、鈴木は、今村力三郎を主任とする弁護団の中で奮闘した。とくに、株価の将来における変動は予測できないことから、帝人株の売買価格は取引時点において妥当性を有していること、したがってその売り手と買い手の行為は背任行為にはなり得ないことを立証しようとした。また、予審段階において、被告の人権を無視するような検察による強引な自白強要（いわゆる「検察ファッション」）が行われたことも厳しく批判した⁵¹。

このようななか福田力之介によれば、鈴木「科学的構成の弁論」は、「帝人事件の場合には、拘禁性心理の研究を専門家に委嘱し、被告の予審自白を覆す資料とされた」という⁵²。具体的には、「弁護人は本件に於ける虚偽自白の心理と云ふものを説明する為めには、どうしても経験あるもの、主観的研究が必要」という鈴木「の判断で、拘禁性異常を経験した「O博士」からの詳細な聞き取り調査結果が披歴されたという。そして「この博士の意見というものは一般教科書又は心理学的文献には書いてない。尊い経験から演繹した刑事被告人の心理説明でありまして、これは裁判官、検事、弁護士の、共に一度は熟読すべきものと思ふのであります」⁵³と結論付けている。

鈴木による「科学的構成の弁論」は、刑法学の効果的活用というかたちでも行われた。それに関して

は、高屋市二郎編前掲書には「近時本件に刺激されて背任罪の法理研究が一二の学者に依つて為されたのはせめてもの幸である。即ち元京都帝国大学教授滝川幸辰氏の「背任罪の本質」民商法雑誌第一巻第六号、東北帝国大学教授木村亀二氏の「背任罪の基本問題」法学志林第三七巻、第八号等之である。殊に木村教授の研究は相当精密であつて大いに参照せらるべき価値がある。本弁論に於ても独逸の文献と共に之に負ふ所大なること、殊に木村教授の示唆に負ふこと大なりしことを一言しておく次第であります」と記述されている⁵⁴。

つまり鈴木は、裁判の弁護にあたっては、専門家による客観的な意見を採り入れ、検察側の違法性および被告側の無罪を論理的に主張したのである。やはり、このような「科学的構成の弁論」の手法こそ鈴木「の弁護の大きな特徴になっていたのである。

②志賀暁子の弁論

次に、志賀暁子墮胎事件である。この事件は、当時、人気を博していた映画女優の志賀暁子が、映画監督との間にできた子を墮胎したとして、1935（昭和10）年7月、刑法違反（墮胎罪）の容疑で逮捕・

⁵¹ 135ページ。

なお、このような鈴木「の主張に関しては、木村亀二も次のよう記述している。

法政大学時代におけるもっとも重要な事件はいうまでもなく、鈴木君が帝人事件の弁護に参加したことだと思う。そして、この帝人事件には陰でわたしも鈴木君の仕事が大いに援助したわけである。というのは、帝人事件が始まると同君は例によって直ちに拙宅を訪ねてきて、わたくしに鑑定書を依頼したので、私が引き受け、わたくしの書いた鑑定書を基礎として同君が大弁論をやり、無罪判決をうるという結果になり、一躍して同君は刑事弁護士界の花形になったのである（『伝記 鈴木義男』104ページ）。

また、瀧川幸辰に関連して、鈴木は、佐々木惣一に宛てた手紙の中で、1933（昭和8）年に起きた「京大事件」（滝川事件）について、「此度の京大事件に際しては正しき学徒としての態度を持され終始一貫理義透徹、学の自由と独立のために御健闘被下候事、我々後進として遙かに感激推服至し居り候、自由主義闘争史上に花と散れ候雖もその後世に遺す影響並に全日本に與へたる道義的影響は至深ものと信じ上候」と記述している（仁昌寺正一「手紙より見た鈴木義男と佐々木惣一」『東北学院資料室年報』Vol.11、2012年4月、32ページ）。これらの記述からも、リベラルな立場にある鈴木義男の姿をみることができる。

⁵² 「国家権力を代表する検事が、手に余る仕事を敢行致しますならば現実に幾多有為の士を拘束し、緋の辱めを与へ、その公私の生活を葬り去るものでありまして、兼て社会風致を紊し国民思想に悪影響を与え、その害毒は計り知るべからざるものがある……」（高屋市二郎編『弁護士鈴木義男氏 帝人事件弁論』1938年、265-266ページ）。

⁵³ 『伝記 鈴木義男』116ページ。

⁵⁴ 高屋市二郎編、前掲書、345-370ページ。

起訴された事件である。その事件の被告の弁護を担当したのが鈴木義男であった。

彼女の公判は、東京地方裁判所において、1936（昭和11）年7月から12月までに5回行われた。公判の中で、鈴木は「相手方の婚姻意志がはつきり確かめられるまでは妊娠は避くべきであります、妊娠を防ぐことは、女性のみがよく為し得る所ではないのであります。妊娠は主として男性の放縦無責任の結果であります」と弁護した。それに対して、検事の井本臺吉からは「この犯罪を犯すに至つた経緯中には一掬同上すべき点もないではないが、かくの如き犯罪を犯すことは女として欠くる点があるのではないかと思ふ。即ち、母たることを最上の喜びとする女性の本能に欠くるところがあるのではないか」と述べた。つまり、墮胎せずに私生児であったとしても胎児を育てるのが女性の本質ではないかと発言したのである。

それに対して、鈴木は「生まなかつたことに対して女としての本能に欠くる所ありと仰せられるのは難きを強ふるものと思ふのであります。私は本件を担当して、世の多くの男性と女性とに『汝等の中罪なき者先ず之に石を擲て』と云はざるを得ない心持がするのであります」と主張した⁵⁵。結局、志賀暁

⁵⁵ 以上、「志賀暁子の裁判記録全文」、『婦女界』1937年2月号。ちなみに鈴木は、この志賀暁子の弁護の中でも行っているように、しばしば聖書の一文を引用した弁論を行うようになる。例えば、前述した帝人事件の弁護の中にも、次のように述べているので、ここに引用しておく。

窮地に陥った時には余程出来た人物でなければ、大局を制する心の余裕を持つことが出来ないものでありまして、目前に迫る一つの事実や必要が殆んど全部であるかの如き誇大感に捕はれ、その目的を達する為め大局の利害を犠牲にして了解ふものであります。イソウ（旧約聖書中の人物……仁昌寺）は腹が空つて仕方がなかつたとき握り飯一個と、自己将来の相続権を取り替へて仕舞つたのであります。当時の高木に在りましては帝人会社の問題と云ふものが、寸刻も猶予し難いものに考へられたのである。それにはどんな犠牲を払つても会社に帰らなければならぬ。「嘘も方便である。」しかしその嘘を云ふ前に、今一步大局を考へる必要があつたことは、後になつて解つたことであります。その時考へも及ばなかつたのも無理はないと首肯されるのであります。会社に帰り度い為めに云ふ嘘は、実は彼をして永久に会社に帰ることを得しめなばかりでなく、社会にも帰れなくする虞のあるものであつたことは、袋の鼠の如き地位に在つた高木には、知る由もなかつたと云ふことは、返すがえすも被告のために悲しみ且つ惜しむものであります（高屋市二郎編、前掲書、329ページ）。

子には懲役2年・執行猶予3年の判決が下されたが、当時の新聞では、執行猶予のついた判決となつたのは。鈴木の弁護のよるところが大きいと報じられた。

なお、この事件の顛末については、すでに仁昌寺が「弁護士時代の鈴木義男－志賀暁子の弁護－」（『東北学院史資料センター』創刊号、2016年3月）として詳述しているため、本稿ではこれ以上立ち入らないことにする。

かくして、弁護士時代の第一期からみれば、治安維持法違反の被疑者の弁護では、インテリ・知識人層の強い支持を得、さらに第二期では刑法違反の被疑者の弁護では、帝人事件と志賀暁子墮胎事件という2つの事件の弁護を行うことによって支持を広げ、当代の堂々たる弁護士になっていった⁵⁶。

③人権擁護・司法改革の構想

ところで、これらの弁護を行うかたわら、鈴木は、帝国弁護士会の機関誌である『正義』などに、人権擁護や司法改革に関する論稿を次々に発表している。これも第二期の特徴の一つといえる。その主な論稿は次の通りである。

- ①「勾留規定の改正に就て」（『正義』1934〔昭和9〕年1月号、帝国弁護士会）
- ②「検察と裁判の分離を要望す」（『正義』1934年9月号）
- ③「検察と裁判の關係」（『犯罪学研究』1934年10月号）
- ④「裁判の簡素化」（『中央公論』1934年12月号）
- ⑤「行政上の累進処遇に就て」（『正義』1934年12月号）

⁵⁶ それらの裁判が一段落した頃、『主婦之友』1937年7月特別号では、鈴木義男の人物紹介が掲載されている。ここでは「鈴木先生は元東北帝大教授で、東都第一流の少壮弁護士です。志賀暁子事件、帝人事件など、著名な法廷には必ず立たれ、深い研究心と豊富な人生体験と、若若しい情熱とを以て、幾多の難件を処理してをられます」（445ページ）と評されており、世間からの注目度が高いことがうかがえる。また、この時期には、鈴木法律事務所は、麴町一口坂の自宅兼用のものから、昭和ビルの一室へと移り、所属の弁護士を8人も抱えるようになっていた。

- ㊦「人権蹂躪の防止」(『正義』1935〔昭和10〕年4月号)
- ㊧「人権蹂躪問題」(『正義』1937〔昭和12〕年3月号)
- ㊨「拷問」(『法律時報』(『中央公論』1937年6月号)
- ㊩「帝人信書問題と予審判事の喚問」(『法律時報』1937年7月号)。
- ㊪「遵法心について」(『正義』1937年10月号)
- ㊫「司法制度の改革に就て」(『正義』1938〔昭和13〕年5月号)

これらの論稿において、鈴木は、刑事被告人に対する拷問や不当勾留などによる人権蹂躪行為の告発というかたちで人権擁護の必要性を強く主張しているのである。

鈴木によれば、人権蹂躪には、警察や検察といった国家権力による様々な拷問の実例があるという。例えば、警察による拷問については、

殴る蹴る、指の間に鉛筆を挟んで置いて固く握るとか、鞭で叩くとか、変なつるし方をするとか云ふことは広く行はれて居るやうである(㊦ 20ページ)⁵⁷。

とされ、検察については、

今回某事件(帝人事件のこと……仁昌寺)等に於て検事が屢々物理的力を用ひたと云ふことが訴へられて居るが、私は信じたくないものである。しかし多くの場合検事も見込んだ結果を挙ぐるに急なる余り、物理的拷問に当らないその他の方法ならば随分之用ふるに躊躇しないやうである。所期の自白をしない場合、拘置場へ

の待呆け皮手錠等は別として、聞くに堪えざる罵言、伝票の媒介、被疑者同志の会見斡旋、時としては菊の御紋章を引用すると云ふやうなことも絶無とは云ひ難いもののやうである(㊦ 22ページ)。

と言及している。

このような人権蹂躪の中でも、特に法律がないがしろにされていると問題視していたのが「拘置場への待呆け」、すなわち被疑者の勾留期間についてであった。この問題について、鈴木は次のように主張している。

刑事被告人と雖もその人格は尊重されなければならない、その自由は不必要に妄りに侵犯さるべき筈はないのである。然るに事の実際は如何と云ふに必要ありと云ふ口実の下に一年二年の勾留を継続せしめらるもの比々然りである。刑事訴訟法が最長期を二ヶ月と限定した規定は何等の意味を為さないものの如くである。或は被告が自白せざる場合、期限に先つて勾留更新を決定し、心理的畏怖心を利用して自白を強要するが如く解せらるゝ事例すらも存する。更に最近はある刑事事件に於て勾留せらるゝこと一年一ヶ月の久しきに及び、再三被告人自身及び弁護人より取調べを進捗せんことを懇願し、家族が路頭に迷ふにつき保釈の一日も速やかならんことを哀訴したにも不拘、一回の取調べもなくして過ぎ、最後に死亡前数日形式的取調べが一回なされたと云ふが遂に死亡を以て終局に達したと云ふことである(㊦ 57-58ページ)。

このようなことから、鈴木は、帝国弁護士会の仲間とともに、「勾留ノ期間ハ二月トス止ムコト得ザル事由アル場合ニ於テハ其理由ヲ附シタル決定ヲ以テ一月以内ノ期間ヲ定メテ之ヲ更新スルコトヲ得」という改正案を提案したという(㊦ 63ページ)。

その一方で、「法文がいかに理想的に改正されやうとも、これを運用するものは人であるが故に、改正案成立後に於てもその運用に対する監視の事は在野法曹に課せられて居る常住的任務であらう」(㊦ 63ページ)とも述べている。

また、これらの論稿を通して鈴木が提起しているのはいわゆる「司法改革」であった。とくに、「検察ファッショ」の防止と、検事と裁判官の関係性の是正をめざすものであったと考えられる。このこと

⁵⁷ のちに鈴木義男は、有澤廣巳の弁護を行う中でも、次のように述べている。

我国近時の検察活動と云ふものを見ますと縦横無碍従来の法律の約束を無視するものでありまして、如何に非常時とは申しながら正に法律の暗黒時代を為して居るのではないかとさへ思はれるのでありまして、我国は果して従来の意味の法治国であるか否かを疑はざるを得ない感が致すのであります(『有澤弁護要旨』221ページ)。

について、鈴木は次のように述べている。

如何なる時代に於ても、苟くも立憲主義を採用する以上、その時代の社会の諸勢力の相克から超然として、裁判丈けは天皇の名に於て不偏不党に行はれて行かなければ、国家の綱紀も国民精神の安定も国民の道義も遂に維持すべからざることは殆んど公理である。然るに現行制度に於ては、裁判権は検察事務と不可分離の關係に置かれて居る。もとより検察と裁判は車の両輪の如く無關係に存し得べきものではない。しかし裁判の厳正公平を期待するに於ては、少くともこの両者はその支配する所の権力統制關係に於て互に相影響する所なきものとして存しなければならぬと思ふ。然るに現在の制度の實際は如何。現行制度の下に於ては検挙のことは検事局之を掌ることは云ふ迄もない。しかもその検事と之と独立に裁判の任に当る裁判官とは同一系統の行政権に関し行政大臣の指揮監督下に在るのである。ここにある種の影響を及ぼさないと云ふことが期待し得られるであらうか (㊤ 53-54ページ。傍線は仁昌寺による)。

つまり、被告の取り調べを行う検事と、それを基にして裁判を行う裁判官がともに司法省に所属して司法大臣の指揮・監督下にあると、裁判の超然性が確保されないのではないかという懸念を呈しているのである。すなわち、「司法省幹部の指揮下にあり云はゞその愛情深き検事の起訴し主張する案件につき判事が果して憲法期待する如くよく不羈独立常ニ自主の見解のみを以て対し得るか否かは甚だ疑問とせざる得ないのである」(㊤ 55ページ)と述べている。

かくして、鈴木は「検察と裁判の分離」を強く主張していた。むろん、その主張は、当時の「在野法曹界」の要望でもあったという。しかし、周知のように、それが実現するのは第二次世界他戦後、しかも鈴木が関わることとなる新憲法（日本国憲法）の制定後のことであった。

(3) 第三期：1938年から1945年まで

鈴木義男の弁護士時代の第三期は、1938（昭和13）年から1945（昭和20）年までであると考えられる。この時期、日本は日中戦争の勃発（1937年）を契機に急速に戦時体制へと移行していく。その中

で、国家総動員法（1938年4月成立）をはじめとする様々な法律・制度が定められ、総力戦体制が構築されていく一方、従来行われてきた思想・言論の統制も、より一層強化されていくこととなる。

こうした中であって、鈴木の前には、様々な事件の弁護の依頼が数多く寄せられるようになる。治安維持法違反事件だけでも「労農派教授グループ事件」、朝鮮の活動家・文学者を含む修養同友会事件、キリスト教ホーリネス教団事件などがある（表2参照）。紙幅の関係上から、本稿では労農派教授グループ事件と修養同友会事件における鈴木の弁護を紹介しつつ、この時期における特徴を述べることにする。

① 労農派教授グループと有澤廣巳の弁護

鈴木義男の弁護士時代の第三期の特徴のひとつは、治安維持法違反事件の弁護を通して、法律によって個人の思想を裁くことはできないという自身の基本方針をより強く主張していることである。それを、労農派教授グループ事件（第二次人民戦線事件）における鈴木義男の弁護の内容から考察してみよう。

第二次人民戦線事件は、思想弾圧法ともいえる治安維持法が、必ずしも日本共産党系とはいえない知識人を含むアカデミズムの世界まで及んできたことを象徴する事件だったといわれる。

周知のように、「労農派」とは、1927（昭和2）年に発行された雑誌の『労農』の同人を中心に集まったグループである。その雑誌は、当時、国際共産主義運動の指導組織であるコミンテルンから指示された「革命」の方針について過激な内容を含む「27年テーゼ」に反対した人々、特に山川均・猪俣津南雄・荒畑寒村らが中心となって作成されたものであった。彼らは、1933（昭和8）年から刊行された『日本資本主義発達史講座』に執筆したグループ（いわゆる講座派）を批判する論文を発表した。その後、1935（昭和10）年7～8月のコミンテルン第7大会における「反戦・反ファシズム人民戦線」の提唱に呼応して体制変革の運動を組織しているとみなされ、治安維持法違反が適用され、1937（昭和12）年12月15日、「労農派」系の日本無産党や日本労働組合全国評議会、全国農民組合などの関係者ら400名余が検挙され、続いて1938（昭和13）年2月1日には、同派に関係しているとみなされた大学教授らも検挙された。

ここで目を向けてみたいのは、この中の1938年2月1日に検挙された大学教授たちに対する鈴木の弁

護である。

このときに検挙されたのは、労農派教授グループに属していたのは、東京帝国大学出身の大学教員であり、東京では大内兵衛（東京帝国大学教授）、有澤廣巳（同助教授）、脇村義太郎（同）、美濃部亮吉（法政大学教授）、阿部勇（同）、南謹二（同）、芦沢彪衛（巣鴨高商教授）、仙台では宇野弘蔵（東北帝国大学助教授）らであった。さらに1939（昭和14）年3月、高橋正雄（九州大学助教授）もこのグループの一員とみなされ、欧米留学から帰国した直後の横浜で検挙された。

彼らのうち、鈴木が弁護を行ったのは大内兵衛、有澤廣巳、脇村義太郎、美濃部亮吉、宇野弘蔵であった。その多くが単独ではなく、数人の弁護士とともに弁護活動を行っていたが、特に有澤廣巳、美濃部亮吉、宇野弘蔵の3人については、鈴木自身の弁護内容を「弁護要旨」としてまとめて書き残している⁵⁸。

ここでは、有澤廣巳に対する弁護の特徴をみてみることにしよう。鈴木のそれまでの治安維持法違反事件の被告に対する弁護を集大成したともいえるように思われるからである。

有澤廣巳は、①改造社版「経済学全集」に、『カルテル、トラスト、コンツェルン』（上・下）、世界恐慌と国際政治の危機』を執筆したこと、②『中央公論』に世界経済批判会の名前で「世界経済総観」などを執筆したこと、③大森義太郎の依頼により『労農』誌上の「国際情勢欄」に執筆したこと。④大森義太郎の生活費援助のため『改造』誌上の「世界情報欄」に原稿を提供したこと、⑤大森義太郎の依頼により、『改造』1935・36年の各新年号の附録年鑑を作成したことなどが問題視され、1938年2月1日、治安維持法違反の疑いで検挙された。取り調べを受けたのち、1939年8月に一時保釈され、その後、1942（昭和17）年5月に第一審の公判が開かれた。同年9月28日、有澤に対して懲役

2年・執行猶予3年の判決が言い渡された⁵⁹。

しかし有澤は、この判決を不服として控訴した。その第二審（控訴審）において有澤の弁護を担当したのが鈴木義男であった。

鈴木にとって有澤は、二高・東京帝国大学の後輩であり、鈴木之母校である東北学院の中等部の出身者である小田忠夫や高橋正雄の親友であったこともあって、自ら弁護を引き受けたと考えられる⁶⁰。その控訴審のときの弁護内容をまとめたものが『有澤廣巳治安維持法違反事件弁護要旨 弁護人鈴木義男』である（以下、『有澤弁護要旨』とする）。同書は見開きで369ページ、文字数にして約13万字にもなっており、現時点で確認できる鈴木の弁護要旨の中で、最も重厚長大なものである⁶¹。ここから、『有澤弁護要旨』は、鈴木にとって治安維持法違反事件の弁護の集大成といえる。

では、有澤に対する鈴木の弁論の内容についてみてみよう。まず、『有澤弁護要旨』の全体の構成は、以下の通りである。

目次

	丁数
序言……………	一
一、公訴事実……………	二

⁵⁹「有澤廣巳判決文」、法政大学大原社会問題研究所所蔵。その判決に対する理由は、①東京帝国大学在学中に「森戸事件に刺激せられて経済学の社会的重大性を認め、熱心に之が研究を為したる結果、マルクス経済学体系を正当なるものと信じ、更に助教授に任官当時よりマルクス主義を信奉するに至」ったこと、②「労農派の主張に係る所謂労農理論中、日本資本主義現段階の分析、並に無産階級運動の根本方針としての単一無産政党樹立の提唱を其の大綱に於て正当なりと認め」、③「我が国体の変革を随伴すべきブルジョワジー打倒を目標とするプロレタリア革命を遂行し、プロレタリアートの独裁を樹立し、之を通じて私有財産制度を撤廃し、社会主義社会を實踐せむことを企図する結社なることを知りて之を支持し居りたる」ことなどが述べられた。

⁶⁰『有澤弁護要旨』の冒頭でも、鈴木は「有澤被告は私の同学の後輩であり、学者として密かに尊敬して居たものであります。……私は本職の弁護士ではありますが、特別弁護人のやうな心持を以て之より被告の爲めにその冤を雪がんとするものであります」（1-2ページ）と述べていることから、有澤の弁護に対する鈴木の気概が感じられる。

⁶¹なお、同じ弁護要旨でも宇野弘蔵のそれが約3万字、美濃部亮吉のそれが約1万字であることに鑑みれば、『有澤弁護要旨』には、有澤廣巳の弁護に臨む鈴木の気概が垣間見えるようである。

⁵⁸宇野弘蔵および美濃部達吉の弁護については、仁昌寺正一「弁護士時代の鈴木義男－宇野弘蔵の弁護－」（『東北学院資料室』Vol.6、2006年12月）、同「弁護士時代の鈴木義男（4）－美濃部亮吉の弁護－」（同Vol.9、2009年4月）に詳述しているので、そちらを参照されたい。

二、検事論告の要点……………	一〇
三、本論……………	一五
第一、マルクス主義とは何ぞ……………	一七
第二、マルクス主義の発展と マルクス主義の運動……………	二八
第三、マルクス主義者とは何ぞ……………	四一
第四、経済学者とマルクス主義……………	五二
第五、有澤被告の立場……………	七五
第六、労農理論と労農派グループの実体如何 ……………	九八
第七、各個の公訴事実の検討……………	二二五
一、阿部事務所の成立由来	
二、各個の行為事実	
第八、検事の犯意認定に対する反駁……………	二九〇
第九、範囲の法律的批判……………	三四四
第十、総論……………	三四八

この『有澤弁護要旨』の大きな特徴のひとつは、有澤廣巳を弁護するにあたり、マルクス主義の基礎的理論から論じていることである。目次でいえば「第一、マルクス主義とは何ぞ」「第二、マルクス主義の発とマルクス主義の運動」「第三、マルクス主義者とは何ぞ」「第四、経済学者とマルクス主義」がそれにあたる⁶²。

一瞥したところでは、それらの内容は多くの人が納得しうるオーソドックスなものであるように思われる。例えば「第一、マルクス主義とは何ぞ」では、マルクス・エンゲルスの著書を引用しつつ、哲学と

しては唯物弁証法であり、ヘーゲル哲学を批判的に摂取したものであること、その哲学を人類の歴史に適用して、独自に作り上げた歴史観が「史的唯物論」（唯物史観）であること、マルクスの経済学は「資本論」（剰余価値論）、政治論は「階級闘争論」であること、その「資本論」は、価値論、剰余価値論、再生産論、資本蓄積論として展開していくことなどが述べられている。

また、『有澤弁護要旨』の特徴のもうひとつは、法律によって「思想は法律では裁けない」ということを強調していることである。このことは、鈴木が治安維持法違反事件の弁護を担当する中で繰り返し唱え続けてきたことであるが、有澤の弁護の中では、特に強く主張されていることがわかる。

例えば、次のように記されている。

刑法上或者がある思想を抱懐したと云ふだけで
刑罰に処せられると云ふやうなことはあるべき
ことでもなく、全くあり得ないことであります。
「法は思想は之を罰せず、罰するを得ず」と云
ふ大原則があります。老荘の思想でも、プラ
トーの思想でも、釈迦基督の思想でも、トルス
トイ、カント等々の思想でも之を現実の社会に
直ちに行はうとするならば安寧秩序に害なきも
のではありません。……（中略）……特定
思想の抱懐の故を以て直ちに刑罰の目的としえ
ない所以のものは一種の天賦権としての人間の
思索の自由なるものがあるからでありまして、

⁶² このようにマルクス主義の内容を深く取り上げた弁護論は、鈴木以外の弁護士の「弁護要旨」をみても極めて少ないと思われる。例えば、山川均や荒畑寒村などの弁護を行った海野晋吉の「弁論要旨」（我妻栄編『日本政治裁判史録 昭和・後』第一法規、310-320ページ）にも、マルクス主義について言及している記述はない。また、言及はされていたとしても、『有澤弁護要旨』ほどのスペースを割いて言及していないように思われる。

これは、我々の推測の域を出ないが、鈴木は、自分が引き受けた治安維持法違反の罪に問われた被告の弁護においては、やはり、このようなことには必ず言及してきたと考えられる。第一期の時期に取り組んだ平野義太郎や山田盛太郎の弁護のときも、恐らく、口頭では言及していたものと思われる。

それは、鈴木義男が弁護を行った鈴木茂三郎によれば「私の記憶違いでなければ、法廷を通じて義男氏は先ず一般論として第一に『マルクス主義とマルクス主義者の意義』第二に『労農理論と労農派の実体について』理論的に究明された。これは氏が東北帝国大学法文学部教授

であった当時から、マルクス主義に関する学説の深さを法廷において立証したものであって、裁判官を驚かせたということである」（鈴木茂三郎「人民戦線事件」、『伝記鈴木義男』98ページ）と述べていることからもうかがえる。ところが、鈴木義男が作成した『鈴木茂三郎被告事件弁護要旨』（大原社会問題研究所蔵）の目次をみると、「一、序言／二、公訴概説／三、労農理論／四、鈴木の見解せる労農理論／五、労農派グループの実体（一）客観的に見たる労農派グループの実体（二）鈴木の見解より見たる労農派グループの実体／六、労農理論及び労農派グループの合法性／七、公訴事実第二、労協関係／八、犯意の法律的批判／九、結語」（／は改行を指す）となっており、鈴木茂三郎の「記憶」しているようなマルクス主義関係の説明箇所の記述は見当たらない。

ことから、鈴木が『有澤弁護要旨』に、それまでの主張を集約し、あえて理論的な言及箇所を入れたのは、やはり有澤を無罪にするための鈴木のとらぬ意気込みの表れと考えられる。

観念の世界でだけ考へて居る限りは道徳は関与し得ましても、法律は干渉し得ないのであります。法律が干渉し得るのはその思想の実現を動機として对人的に又は対社会的に一定の行動に出でる場合、その価値判断の資料として動機論として評価し得るだけであります。故に仮令有澤がマルクス主義を信奉（信奉と云ふ言葉が当るか否か疑問であります）するに至つた。そしてそれが経済学説であるために我国の制度と関係を有するに至つたとしましても、それだけで被告を処罰することの出来ないことは多言を要せずして明であります。（『有澤弁護要旨』2-5ページ。傍線は仁昌寺。以下同じ）

このように、鈴木は「刑法上或者がある思想を抱懐したと云ふだけで刑罰に処せられると云ふやうなことはあるべきことでもなく、全くあり得ないこと」であり、「特定思想の抱懐の故を以て直ちに刑罰の目的としえない」ことは「天賦権としての人間の思索の自由」であるため、「観念の世界でだけ考へて居る限りは道徳は関与し得ましても、法律は干渉し得ない」、つまり有澤がマルクス主義を「信奉」するに至つたとしても「それだけで被告を処罰することの出来ない」ことを述べ、有澤の無罪を主張したのである。

上述のように、鈴木はこの『有澤弁護要旨』の中で個人の思想を法律によって裁くことはできないという、自分自身の基本方針を貫いている⁶³。それが

⁶³ ちなみに、『有澤弁護要旨』181-184ページには、鈴木がヨーロッパ留学中に学んでであろうことも反映されている箇所がある。本文中の引用文ともやや重複するが、鈴木自身による証言とも受け取れるため、長文になるがここに引用しておく。

凡そ社会の改良進歩を希ふもの、社会哲学に考察をめぐらします以上は思索の到達すべき結果として人類終局のあるべき理想の社会を想定するのは思索する人類の必然であります。マルクス主義の如く実証的必然性を以てではありませんが、観念哲学に於ては皆然る所であります。プラトーンに於て成り、カントに於て然り、新カント派の哲学に於て殊に然りであります。例へば私は法律哲学に於ては新カント派の立場を執る者であります。新カント派のルドルフ、シュタムラーの如きは人類進歩の終局に於て到達すべき理想の社会として一個の社会理想を想定するのであります。彼に従へば、それは自由に意欲する人間の共同体Das Gemeinschaft der Freiwollender Menschen,と云ふものを想定して居るのであります。それは一種無政府共

うかがえる箇所のいくつかを、以下に引用しておく。

思想は思想であつて実践ではないのである。
(43ページ)

法律に於てはそう云ふ行為に現はれない、肚の中の問題まで取り上げて糾弾することは許されないことでもあります。終局の目的が当面現実の目的としてあらはれて来るときに於てのみ問題とせらるべきものであります。(178ページ)

産の社会であります。政治的には治者と被治者と完全に合一する社会、経済的には搾取なき社会、倫理的には他人を手段とせざる社会各人の人格をそれ自身自主独立のものとする社会、身分的には差別的身分の世襲なき社会、是が自由に意欲する人類の共同体と云ふものでありまして、之は総ての社会哲学の帰一する所と申しても過言ではないと思ふのであります。人類社会の進歩を説き、より理想的社会への改革を考へる以上、常に其の目標となるべき理念がなければならぬのでありまして、其の終局目標をシュタムラーは社会理念と呼ぶのであります。その所謂理想と異なる所は理念Ideeは極限概念として考へられるだけでありまして、永遠に彼岸に輝ける太陽の如く之を目指しては居るが、実現せらるゝことはなかるべしと云ふ点にあるのであります。然し之を想定せずしては人類社会の進歩を説くことが出来ないこと云ふ意味に於て説かれる所のものであります。仏教もキリスト教も老荘の思想も社会理念を説くことに於ては同様であると信じます。現実社会改造の為に行動する人々の行動形態、行動目的に於て異なる所があると致しますれば、此の終局の理想を異にするのではないのである。社会の伝統、人生の本質等の把握を異にし、一步前進せしむる為に執る手段を異にする点にあるのであります。直接当面の目的と手段に諸々のニュアンスがあるだけであります。政友会、民政党、社大党、労農党等の区別は此の相違であります。法律上合法的であるか、不合法的であるかが問題とされ得るのは、唯此の当面の行動目的だけに付てでありまして、之を超えて所謂終局の目的成る者を捉へ来つて云々することは法律上の問題としては許されないことでもあります。若し一々終局目的と関連せしめて当面の目的を問題としますならば、如何なる微温的政治結社でありまして、少しでも人類の進歩と幸福とに寄与するものは治安維持法に触れると云ふ驚くべき結論に到達せざるを得ないのであります。犯罪の目的、範囲、動機とは決して斯くの如き抽象的な哲学上の極限概念の如きものを指し得るものではないのであります。労農派に付て見ますのに其の側面の目的を問題とする限り、而して其の掲げる所のスローガンを見ましても、其の具体的に指導した所を見ましても悉く実際合法的なことばかりであつて、毫も安寧秩序を紊乱し朝憲を紊乱するやうなことはなかつたのであります。

未だ何等国体変革的意図をも表現せざるに之を治安維持法第一条に依って擬律処断しすることは法律は人の行為を問題とするものであって、その思想を問題とするものでないと云ふ大原則からしましても為すべからざること、不可能のことであります。(296ページ)

一般的の人間の心理状態、心情と云ふものを以て直ちに具体的好意の意思決定動機即ち犯意に転換するものでありまして、犯罪行為の目的を確定せずに、行きなり其の者の心理状態乃至研究、思想と云ふものを犯意に擬するものであります。之は此の種の思想に関する事件に於きまして屢々繰返されて居る過誤であります。私は大いに避けて戴かなければならぬと常に信じて居るのであります。思想そのものは之を処罰しない。又処罰するに適しないと云ふことは法律の大原則であります。そこに迄立ち入ることは許されないことである。

…(中略)…内心と云ふものは一定の行為の動機と関係はない、動機となる場合もあり、ならぬこともある。目的罪が特に無目的罪と区別せられるのは正に此の点にあると思ふ。治安維持法第一条第十条が目的罪であります限り、「情を知って」と異りまして、単に認識するだけでは足りない、目的を必要とする点から見ても内心を処罰するが如き形をとるのは不当も甚だしいと云はなければならぬのであります。(344-346ページ)

こうした鈴木の本主張は、同時期に裁判にかけられていた宇野弘蔵や美濃部亮吉の弁護弁論の中でも述べられているが、ここでは法律によって思想を裁くことはできないということをより大胆に主張していることがうかがえるのである。なお、有澤は1944(昭和19)年10月に、無罪の判決が確定した⁶⁴。

⁶⁴「休職東京帝国大学助教授有沢広巳外一名休職ノ件」、『任免裁可書 昭和十九年 任免卷二百三十九』(国立公文書館デジタルアーカイブ資料) 所収。

②修養同友会事件被告の弁護

次に、「修養同友会事件」に目を向けてみよう。修養同友会は、1926年に、安昌浩ら民族独立運動家を中心の修養同盟会(1922年、アメリカで設立)と、その系統団体として平壤で設立された同友倶楽部(1922年)が合併して発足したものである。この修養同友会の趣旨は、朝鮮の人々に対して将来の朝鮮のために必要な人格修養・知識・経済力などの実力をつけることを奨励・普及させることであった。しかし、1937年、この修養同友会のメンバーが、治安維持法違反容疑で相次いで逮捕・検挙された。6月7日には李光洙ら11名、6月16日には安昌浩ら6名、6月28日には金東元ら25名が逮捕されたのである。

その後、1938年8月15日、彼らは予審決定で起訴された。翌1939年12月8日に京城地方法院において第一審の判決が下され、全員に無罪が言い渡された⁶⁵。しかし、これに不服を申し立てた検事局が直ちに控訴した。第二審の判決は1940年8月6日に下されたが、この時は41名の被告全員に対して有罪が言い渡された。罪の重さはそれぞれ異なるが、修養同友会の主要メンバーの一人であった李光洙に対しては懲役5年が言い渡された(表2参照)。この判決に対して、今度は被告が上告した⁶⁶。その上告にあたって弁護団が組織されるが、その中の日本人弁護士一人が鈴木義男であった。

以前、仁昌寺が『凶録 鈴木義男』を執筆した際にも鈴木が修養同友会事件の弁護を担当したことは知られていたが、その弁護の詳細を示す一次資料をどうしても見つけることができなかった。しかし近年、それを示す資料が日本および韓国の公的機関に所蔵されていることが判明し、ついに入手することができたのである。

その資料を紹介しよう。まず、前述の『鈴木茂三郎被告事件弁護要旨 弁護人鈴木義男』(法政大学大原社会問題研究所所蔵資料)の中に修養同友会事件の弁護について言及している箇所がある。

先年朝鮮ニ不幸ナル事件ガ起リマシテ、朝鮮ノ多クノ名士ガ独立運動ノ疑ヲ以チマシテ治安維持法違反ニ問ハレ検挙セラレ起訴セラレー審ニ

⁶⁵この間、安昌浩は入獄中に体調が悪化し、死亡したという。

⁶⁶『思想彙報』各号(朝鮮高等法院)。

審ニ於テ有罪トセラレタノデアリマスガ、私ハ犯意論ノ一点カラ断ジテ罪トナルベキモノニアラスト主張致シマシテ、幸ニ昨秋高等法院ノ容ル、所トナリマシテ事実審理ヲ開始セラレ被告三十五人全部一斉ニ無罪ノ御判決ヲ賜ハッタノデアリマス（内容ノ説明ヲ省略シ、同事件ノ上告審ノ決定ヲ提出ス）。（『鈴木茂三郎被告事件 弁護要旨 弁護人鈴木義男』、108-109ページ）

この中で、「一審二審ニ於テ有罪トセラレタノデアリマスガ」とあるのは一審・無罪、検事が控訴した二審・有罪の間違いであるが、それはともかくとして、「私ハ犯意論ノ一点カラ断ジテ」としつつ、「被告三十五人全部一斉ニ無罪ノ御判決ヲ賜ハッタ」と述べていることから、これまで展開してきた論法でこの事件の多くの被告を無罪にしたことを知ったのであった。

次に、「修養同友会上告判決文」（大韓民国文教部国史編纂委員会編纂兼発行『韓国独立運動史 5』366-480ページに収録）である。ここには、1941（昭和16）年11月17日に下された判決文がハングル語に翻訳されたものが収録されていたほか、鈴木義男の弁護の内容についてもハングル語に訳されたものが掲載されていた。これを手掛かりに、松谷基和氏（東北学院大学教養学部准教授、東北学院史資料センター所員）によって、「修養同友会上告判決文」および鈴木木の弁護内容の原資料が発見された（いずれも日本語で記述。韓国・国家記録院データベース資料）。

そして、『同友倶楽部事件上告趣意書』（神戸市立中央図書館青丘文庫所蔵、コピー資料）である。これは、修養同友会事件の控訴審（第二審）において有罪判決を受けた被告人が上告する際に、弁護士を務めた鈴木義男が上告を請求するためにまとめた趣意書である⁶⁷。

⁶⁷ この資料は、NHK Eテレ ETV特集「義男さんと憲法誕生」（2020年5月2日放送）の視聴者からの情報により、神戸市立中央図書館の青丘文庫の中に所蔵されていることが判明した。情報を提供してくださった方には、ここに記して感謝申し上げたい。

また、同図書館にて雲然が資料の確認・収集作業を行ったのは2020年10月のことであった。新型コロナ禍の厳しい情勢の中、懇切丁寧にご対応いただいた同図書館のスタッフの方々にも、ここに記して感謝申し上げたい。

これらの新資料のうち、修養同友会事件における鈴木木の主張は『同友倶楽部事件上告趣意書』（以下『上告書』とする）によく表れていると考えられる。資料を見ると「上告人 金岡東元」「弁護人 鈴木義男」とあることから、鈴木が弁護を担当した人々のひとりが「金岡東元」（金東元）であったことがうかがえる。

この上告書によると、鈴木は、1926年に登場した修養同友会は、その前身である同友倶楽部の設立当初から、朝鮮の文化向上を目標とする規約や綱領に基づいて活動している社交団体の一種にすぎず、かつては朝鮮総督府にも結成を正式に認められた合法団体として活動してきたと主張した。

被告人ノ同友倶楽部、修養同友会、同友会等ニ順次参加シソノ規約ニ従ツテ修養ニツトメ若干ノ金銭的援助ヲ為シタルハ文化的向上ノ目的以外ノ政治的意図ノ存セザルコトハ前後ノ事情ヨリ見テ疑フベカラザル所ナリ。殊ニ『民族改造論』ハ公刊ノ誌上ニ発表ヲ許サレ、右諸種ノ名称ノ団体ハ二十年ノ久シキニ亘リテ総督府当局ニヨリテ公然ソノ存在ヲ許サレ居リタル事実ニ鑑ミルトキハ被告人等ニ独立運動ノ犯意ヲ認定スルコトハ不当モ甚シキモノト信ズ。（『上告書』6-7ページ）

したがって、この団体を治安維持法で取り締まりの対象としているようなラディカルな政治団体ではないとして、次のように述べている。

檢察当局ハ同友会ヲ以テ一種ノ革命運動団体タルカノ如ク觀察シ之ヲ治安維持法上ノ存在トスルモ、而シテ本件ニ於テ被告人等ヲ治安維持法違反ヲ以テ問擬糾弾スルニハ国体変革ノ目的トスル結社ノ存在ヲ必要トスルコト勿論ナルモ、被告人等ヲシテ隠サレタル意図目的トシテ窮極ノ目的ナルモノヲ供述セシメタル外、同友会ノ規約、綱領、目的、行動ソノモノニハ毫末モ団体変革ノ目的ヲ認ムルコト能ハザルナリ。被告等ノ内心的事実（カリニ之レアリトシテ）ハ、換言スレバ各人ノ抱懷スル独立ノ理念ハ到底治安維持法上ノ動機タルコトヲ得ズ。動機タリ得ルガ為メニハ直接結社ノ目的トスル独立ヲ企図シ之ヲ助成シ遂行シタル場合ニ限ルコトハ法律上当然ノ約束ナリ。（同上24-25ページ）

また、鈴木は、仮に修養同友会に属する者が、未来の社会の理想として民族独立の思想を抱懐していたとしても、法律ではそれは裁くことはできない主張した。その思想は、「遠キ将来ニ於テ朝鮮ノ文化向上シ広汎ナル自治ノ許容セラルベキ素地ヲ作ランガ為メニ文化向上運動ヲ為ス者アリトセバ、ソハ法治国ニ於テ許サルベキコトタルト共ニ毫モ違法視スルコト得ザルベキナリ」(10ページ)という。そして、

苟モ朝鮮ニ生ヲ享タル者トシテ理念トシテ独立ヲ思フハ人情当ニ然ルベキ所ナリ。コノ理念ノ抱懐ハ権力ヲ以テモ阻止シ得ベキニアラズ。又法律モ直接関シ得ル所ニアラズ。(同41ページ)

つまり、そのような民族独立の思想を懐くのは、その地に生まれ育って来た者にとっては、ある意味では当然ではないかという主張も行っているのである⁶⁸。そして、「被告人ノ意思目的ハ朝鮮同胞ノ文化的向上ニアリテ他意ナキコト明カ」であり、「朝鮮ノ独立ノ場合ニ役立つヘキコトノ認識ノ下ニ文化向上運動ヲ助成シタリトスルモ、治安維持法ノ犯罪ヲ構成スルモノニアラス」と述べ、被告人たちの無罪を主張したのである。

1941(昭和16)年11月、朝鮮高等法院で行われた上告審では、全員無罪の判決が下された⁶⁹。

なお、鈴木の次女である故・新井ゆり子氏から仁昌寺がいただいた手紙には、鈴木義男が修養同友会

⁶⁸このような主張に、大正デモクラシーの思想の継承者ともいべき特徴がみとれるといえるだろう。たとえば、鈴木之恩師の一人でもあった吉野作造は、朝鮮の三一独立運動や中国の五・四主権確立運動を支持する立場から行動していたこと、そして朝鮮や中国からの留学生に金銭面を含めてさまざまな支援を行っていたことはよく知られている。この修養同友会事件の弁護においては、鈴木もまた、立場や手法はやや違えども吉野とよく似たような行動をとっているようにもみえる。このことについての検討も今後の課題とする。

⁶⁹「全員無罪確定」、『毎日新報』1941年11月18日付。

事件の弁護を担当していた頃の様子や、その後の出来事について綴られた記述がある。やや長文となるが、ここに紹介しておこう。

父の生涯はクリスチャン精神で貫かれていたと思います。神を懼れて人を恐れずの精神で貫かれていたと思います。苦しんでいる人、困っている人を助け、報酬等は念頭になかった様です。私も自然に父の生き方に染まった様で、人生大事な結論を出す時は常にクリスチャン的精神であった様に思います。他事乍ら一例として……。

父が朝鮮の作家で思想犯とされた方の弁護をして無罪とした時に、日本の新聞に「赤い弁護士」と書かれ、それを見た私の女学校(日本女子大付属高女)の担任の教師が、父兄会で「鈴木ゆり子さんのお父さんは、赤い弁護士で危険な人だから、気をつけて友達にならない様に……」と。

それを聞いた父兄の中の一人が娘さんに「気の毒だから、あなたはお友達になって上げなさい……」と。そして私とやがて親友に。私が家でその話をすると、姉が怒って「そんな学校はすぐやめて転校しなさい!」と云いましたが、私は「いえ、五年間いて必ずそんな悪評は消してみせるつもりヨ」と。そして卒業パーティの席で、私は一寸遅れて行くと、その担任の先生が「鈴木さん、ここ!ここ!」と自分の席の隣を空けていて、呼ぶのでびっくり!一寸坐り心地は悪かったけど、やっぱり私の判断は正しかったナと。神様はすべてお見通しなのだから……の信念!父は正しかったのだ!とゆう信念、神を懼れて人を恐れずのクリスチャン精神が父から私の中にもちゃんと育っていたのでした。

余談ですが、朝鮮の作家ご夫妻が無罪のお礼に麹町の我が家を訪ねて来られた時、私がお茶を持って二階の応接間に行くと、ご夫妻は朝鮮の正装で椅子からじゅうたんの上に坐り、両手を高く上げて、その手を床に下し、頭をその手の上に下してをられたので、私はびっくりしてお茶をこぼしそうになったのを、今も鮮明に覚えてをります。大三郎(油井大三郎氏[一橋大学・東京大学名誉教授])のこと。ゆり子氏の三男……仁昌寺)がこの春、所用で韓国に行きました時、その作家の方の縁籍の方がお礼に見え

たとか……。さすが礼の国と驚きもし、感激もしました。⁷⁰

文中にあるように「朝鮮の作家」というのは李光洙のことだと推察されるが、現時点では断定できない。しかしながら、「ご夫妻は朝鮮の正装で椅子からじゅうたんの上に坐り、両手を高く上げて、その手を床に下し、頭をその手の上に下してをられた」という様子から、彼らは弁護を担当した鈴木に対して、ひとかたならぬ感謝の念を表していたことは確かである⁷¹。

鈴木義男の弁護士時代の第三期のもうひとつの特徴は、治安維持法違反事件の弁護を通して、三権分立の徹底を強く主張していることである。

弁護士に転身して以来、鈴木は治安維持法違反事件の弁護を次々と引き受けていったが、時の国家権力によって法律が不適切に利用され、多くの人々が不当に逮捕・起訴され、処罰の対象となり、様々なかたちで人権が「蹂躪」される現実と向き合っていた。時に裁判すらも政治的意向に左右されるような状況であったといえるだろう。そうした戦前の司法のあり方に、鈴木義男は大きな懸念を抱き、司法権の独立という三権分立の根幹を、裁判の弁護を通して強く主張するようになるのである。

それが顕著にあらわれているのが、先に述べた有澤廣巳の裁判の弁護である。その中で、鈴木は、当時の裁判のあり方に対する見解を明確に提示している。それは、『有澤弁護要旨』の中に明記されていることであり、これまでの治安維持法違反事件の弁護要旨には記述されていないものである。

社会情勢の変化に依つて責任の変化を来すと云ふことは法律上の問題でなくして、飽く迄政治上の問題であります。…（中略）…然し数千年来の法律上の原則を無視して法を行ふものが動くこと云ふことは後世裁判の歴史を編む者が之を如何に見るでありませうか。……併し裁判は飽く迄司法でありますから、法律に従つてのみ判断すべく、それ以外の力に影響されると云ふが如きことがあつてはならぬと信ずるのであります。（『有澤弁護要旨』223-224ページ）

若し我国の裁判所が法律を超越して裁判を行ふやうになつたと云ふ印象を与へますならば、憲法の保障は廃棄されたと云ふことになるのでありまして、実質的に革命を遂げたこととなるのでありまして、容易ならざる問題と思ふのであります。（同225ページ）

こう述べたうえで、さらに鈴木は次のように主張する。

裁判がその時の政治的勢力に左右された形跡ありと見られる事例は歴史の法廷に於ては常に醜いものとして再批判されますことも著明な事実であります。学問が政権から超然として居らねばならぬやうに裁判も常に政権政治的動きからは超然でなければならぬと信じます。（367-368ページ。傍線は雲然による。以下同じ）

裁判は政治ではない。一切の政治的勢力乃至影響から超然として法によってのみ為さるる所に司法の尊厳があり、国家を盤石の安きに置く保障があるのであります。（368ページ）

このように、鈴木は、裁判の弁護を通して、司法権の独立を強く主張しているのである。

おわりに

今回の作業はここまでとする。

当初は、現在仁昌寺が作成中の鈴木義男の評伝の裏付けを得るべく、鈴木の69年の生涯を、①誕生から東北学院普通科（中等部）卒業までの時期、②二高入学から東京帝国大学助手勤務終了までの時期、③ヨーロッパ留学から東北帝国大学教授辞職までの時期、④弁護士事務所開設から第二次大戦終結までの弁護士として活躍した時期、⑤社会党の代議士と

⁷⁰ 仁昌寺正一宛、故・新井ゆり子氏書簡。東北学院史資料センターにて保管（現在は非公開）。

⁷¹ NHKで放送された「義男さんと憲法誕生」においても、李光洙の娘・李廷華（イ・ジョンファ）は「（無罪の判決を受けたあと）みんな飛び上がらんばかりに喜んでいました。『無罪、無罪』と、父の無実が証明されたのです。弁護士の鈴木さんのことは心から尊敬しています。……そして鈴木さんは言いました。無実の人たちを追訴して有罪に仕立てあげるのは、神聖なる法の世界、正義の世界における重大な過ちなのだ」と証言している。

して活躍した時期、⑥晩年の時期、の六つの区分し、それに対応させるかたちで、ここ数年に収集した文書、写真、加工した表などの資料をすべて紹介する予定であったが、紙幅の都合上、④の途中までとした。この続きは次回に譲ることにする。

本文中でふれられなかったものを含め、『図録 鈴木義男』刊行以降のに発見した鈴木義男に関する資料の一部を補足資料として掲げておくことにする(表3-1、表3-2、表3-3)。

仁昌寺 正一プロフィール NISHOJI, Shoichi

1950年岩手県生まれ。1979年3月、東北学院大学大学院経済学研究科博士後期課程満期退学。同年4月、東北学院大学経済学部助手。その後、講師・助教授・教授を経て、2020年4月より東北学院大学名誉教授、東北学院史資料センター客員研究員。

雲然 祥子プロフィール KUMOSHIKARI, Sachiko

秋田県生まれ。2020年3月、東北学院大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。博士(経済学)。現在、仙台育英学園高等学校講師、東北学院史資料センター客員研究員。

表3-1 鈴木義男の文献リスト(1) 書籍類

資料番号	資料名	発行者・発行元	発行・作成年月(年月日)等	所蔵元	備考
1	『忠愛之友倶楽部 二十五年史』	忠愛之友倶楽部	1916年5月	東北大学史料館	「大正五年四月調 忠愛之友倶楽部会員名簿」の中に、鈴木義男の名前が記載されている。これによると、鈴木は1915(大正4)年から入会したという。なお、肩書については、手書きで「東大法学部助手」と記されている。
2	『忠愛之友倶楽部 三十年史』	忠愛之友倶楽部	1921年7月	東北大学史料館	忠愛之友倶楽部会員名簿(1921〔大正10〕年4月調)の中に、鈴木義男の名前が記載されている。また、肩書については「東大法学部副手」とある。
3	『忠愛之友倶楽部 四拾年誌』	忠愛之友倶楽部	1930年9月	東北大学史料館	忠愛之友倶楽部会員名簿の中に、鈴木義男の名前が記載されている。また「四十年記念祭会計報告」によると、鈴木も寄付を行っていることがわかる。この時点で現住所が「東京麹町」となっている。
4	『忠愛之友倶楽部 五十年記念誌』	忠愛之友倶楽部	1941年1月	東北大学史料館	忠愛之友倶楽部会員名簿の中に、鈴木義男の名前が記載されている。
5	『忠愛之友倶楽部』 写真アルバム			東北大学史料館	青少年期の鈴木義男を中心にした集合写真などが収録されている。
6	『忠愛之友倶楽部記念帳 大正十年 六月二十七日』			東北大学史料館	①「クラブ卒業生送別会 大正二年五月廿三日」の集合写真の中に、東北学院生時代の鈴木義男の姿が確認できる。 ②「忠愛之友倶楽(原文ママ)二十五年記念 大正五年四月十日」の集合写真の中に、二高時代の鈴木義男の姿が確認できる。 (いずれも、写真帳を作成した大井治男氏のメモ書きによる。)
7	葉書 (鈴木義男より 小林梅吉宛)			個人蔵	
8	『大正十二年三月三十一日 調 文部省在外研究員表』	文部省専門学務局		文部科学省図書館	
9	『大正十三年三月三十一日 調 文部省在外研究員表』	文部省専門学務局		文部科学省図書館	
10	絵葉書 (鈴木義男より 佐藤丑次郎宛)		1923年4月25日 Bordeaux の消印	東北大学史料館	
11	絵葉書 (鈴木義男より 佐藤丑次郎宛)		1923年5月26日 Rome の消印	東北大学史料館	
12	『大正十一年 館務日誌 東北帝国大学附属図書館第 二部』			東北大学史料館	
13	『社会法論』	不明	不明	名古屋大学 法学図書館 (瀧川文庫)	
14	『大正十三年 任免 三月 巻十六』	内閣	1924年3月20日 付	国立公文書館 デジタルアーカイブ	「気象台技師藤原咲平外二十一名任官並官等階叙ノ件」の中に、鈴木義男の任官に関する記載がある。それによると、鈴木は「東北帝国大学教授 高等官六等」に任命された。
15	法文学部授業科目 及授業担当内定者一覧		1923年	東北大学史料館	
16	『自大正四年十月 至昭和 四年十二月 評議会議事録』	東北帝国大学		東北大学史料館	1929(昭和4)年12月17日の評議会議事録の中に「鈴木教授二関スル件」が記載されている。
17	『昭和五年 任免 三月 巻三十』	内閣	1930年	国立公文書館 デジタルアーカイブ	「第六高等学校教授松本彦次郎外十七名任免並更任ノ件」の中に、鈴木義男の免官に関する記載がある。また、鈴木義男が提出した「辞職届」「診断書」「免官届」も収録されている。
18	『大竹廣吉 治安維持法及 軍機密法違反事件弁護要旨』			東京都立大学図書館	
19	『鈴木茂三郎被告事件弁護 要旨』	鈴木義男		法政大学 大原社会問題研究所	
20	『東京控訴院 第二回公判 調書』(有澤廣巳、美濃部亮 吉、脇村義太郎、芹沢彪衛、 大内兵衛)			法政大学 大原社会問題研究所	弁護人の中に、鈴木義男の名前がある。最初に名前が記されていることから、彼らの弁護人の統括を行っていた可能性もある。
21	『東京控訴院 第三回公判 調書』(有澤廣巳、美濃部亮 吉、脇村義太郎、芹沢彪衛、 大内兵衛)			法政大学 大原社会問題研究所	弁護人の中に、鈴木義男の名前がある。

資料番号	資料名	発行者・発行元	発行・作成年月 (年月日)等	所蔵元	備考
22	『東京控訴院 第八・九回公判調書』			法政大学 大原社会問題研究所	弁護人の中に、鈴木義男の名前がある。
23	治安維持法事件判決文 (大内兵衛、阿部勇、 有沢広巳、脇村義太郎、 南謹二、山川均、宇野弘蔵)			法政大学 大原社会問題研究所	
	判決(大内兵衛)				1942年9月28日の判決文の謄本
	判決(有澤廣巳)				1942年9月21日の判決文(懲役2年・執行猶予3年)の謄本
	判決(阿部 勇)				1942年9月28日の判決文(懲役2年・執行猶予3年)の謄本
	第一審判決(宇野弘蔵)				1939(昭和14)年10月16日の判決文(無罪)の謄本写
	第二審判決(宇野弘蔵)				1940(昭和15)年12月23日の判決文(無罪)の謄本
	判決(山川 均)				1942年9月21日の判決文(懲役5年)の謄本
	判決(脇村義太郎)				1942年9月21日の判決文(無罪)の謄本写
	判決(南 謹三)			1942年9月28日の判決文(無罪)の謄本	
24	証人申請書		1944年5月30日 か	法政大学 大原社会問題研究所	山川均の治安維持法違反事件の第二審の際、証人として河上肇を召喚することを申請したもの。山川の弁護人の中に、鈴木義男の名も連ねられている。
25	修養同友会事件判決文(控 訴審・上告審)			韓国・国家記録院 データベース	松谷基和氏による収集。 李光洙ら修養同友会のメンバーの控訴審の判決文(李光洙は懲役五年)、上告による審理受理、上告審の判決文(李光洙は無罪)が収録されている。
26	修養同友会事件 上告趣意書(コピー)			神戸市立中央図書館 (青丘文庫)	ハワイ大学アジアコレクションに収蔵されている資料のコピー。

表3-2 鈴木義男の文献リスト(2) 論文など

資料番号	タイトル	掲載誌	発行機関	刊行年月(年月日)	備考
1	「絶対的禁酒の価値」	『中学世界』 第8号 (第14巻第10号)	博文館	1912年6月	鈴木義男の氏名が「鈴木義雄」と誤記されている。
2	鈴木義男からの手紙 ([私信の中より]の コーナーに掲載)	『東北学院時報』 第26号	東北学院	1919年1月1日	
3	「筍が頭を出すあばら家の生活」 ([世に出るまでの私の生活法] のコーナーに掲載)	『主婦之友』 1937年5月号	主婦之友社	1937年5月	

表3-3 鈴木義男の文献リスト(3) その他(鈴木家に関すること、色紙など)

資料番号	執筆者	タイトル	掲載誌・ページ	発行機関	刊行・作成年月	所蔵元
1	鈴木長世	『寺社町方演説帳 問屋町方差出帳写 附検断書差出帳書抜 鈴木長世』			不明	個人蔵
2	不明	『寺社演説書 町方演説書写 附検断書差出帳共』			不明	個人蔵
3	不明	『磐城國 天祐堂 白河町』(判取)			不明	個人蔵
4	山川園松	「叔父と私」	『春和』	春和会	1965年9月	
5	山川園松	「戦災の記(上)」	『春和』	春和会	1977年7月	
6	山川園松	「戦災の記(下)」	『春和』	春和会	1978年12月	